

平成18年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成18年10月6日（金曜日）
午前11時06分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 報告第22号 美唄市財務実態等調査特別委員会報告（財務実態等調査特別）
- 2 議案第56号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件（総務）
- 3 議案第57号 美唄市立公民館条例の一部改正の件（総務）
- 4 議案第58号 美唄市営野球場設置条例の全部改正の件（総務）
- 5 議案第59号 美唄市営陸上競技場設置条例の全部改正の件（総務）
- 6 議案第60号 美唄市営弓道場設置条例の全部改正の件（総務）
- 7 議案第61号 サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件（総務）
- 8 議案第62号 美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場使用条例廃止の件（総務）
- 9 議案第63号 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例等の一部改正の件（総務）
- 10 議案第67号 美唄市スキー場条例の一部改正の件（経済建設）
- 11 議案第68号 美唄市体験交流施設条例の一部改正の件（経済建設）
- 12 議案第69号 美唄市パークゴルフ場

条例の一部改正の件（経済建設）

- 13 議案第70号 平成18年度美唄市一般会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 14 議案第71号 平成18年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 15 議案第72号 平成18年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 16 議案第73号 平成18年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 17 認定第1号 平成17年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 18 認定第2号 平成17年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）
- 19 認定第3号 平成17年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 20 認定第4号 平成17年度美唄市老人保健会計決算認定の件（決算審査特別）
- 21 認定第5号 平成17年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
- 22 認定第6号 平成17年度美唄市土地地区画整理事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 23 認定第7号 平成17年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 24 認定第8号 平成17年度美唄市介

護サービス事業会計決算認定の件
(決算審査特別)

25 認定第9号 平成17年度市立美唄
病院事業会計決算認定の件(決算審
査特別)

26 認定第10号 平成17年度美唄市水
道事業会計決算認定の件(決算審査
特別)

27 認定第11号 平成17年度美唄市工
業用水道事業会計決算認定の件(決
算審査特別)

第3 意見書案第17号 「米軍嘉手納基地」の
F15戦闘機訓練の一部を航空自衛
隊千歳基地に移転・分散することに
反対する意見書

第4 意見書案第18号 季節労働者の「特例一
時金」現行維持及び通年雇用の促進
に関する意見書

第5 意見書案第19号 医療制度改革等に関
する意見書

第6 意見書案第20号 「高等学校及び看護専
攻科」5年一貫課程修了者の大学編
入学制度確立を求める意見書

第7 意見書案第21号 歳出・歳入一体「改革」
に関する意見書

第8 意見書案第22号 庶民大増税の凍結と
見直しを求める意見書

第9 意見書案第23号 米国产牛肉の輸入
再々開の見直しを求める意見書

第10 意見書案第24号 品目横断的経営安定
対策の見直しに関する意見書

第11 意見書案第25号 障害者自立支援制度
の充実を求める意見書

◎出席議員(20名)

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
助役	佐藤昭雄君
総務部長	板東知文君
市民部長	吉田譲君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
農政部長	酒巻進君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長職務代理者	白戸仁康君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前 11 時 06 分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 この場合、説明員の代理出席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

教育委員会委員長阿部稔君は、本日都合により欠席いたしますので、教育委員会委員長職務代理者白戸仁康君が出席いたします。

●議長長岡正勝君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

12 番 矢部正義議員

13 番 谷村孝一議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 これより日程の第 2、委員長報告に入ります。

順序 1、報告第 22 号美唄市財務実態等調査特別委員会報告ないし順序 27、認定第 11 号平成 17 年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上 27 件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、報告第 22 号について、吉田財務実態等調査特別委員長。

●財務実態等調査特別委員長吉田 栄君（登壇） ただいま議題となりました、報告第 22 号美唄市財務実態等調査特別委員会報告について、ご報告申し上げます。

美唄市財務実態等調査特別委員会報告

去る平成 18 年第 2 回定例会、最終日の 6 月 22 日、全議員が委員となる美唄市財務実態等調査特別委員会が設置され、美唄市の財務実態について委員会を開催し審査しました。その経過及び結果について、その概要をご報告いたします。

まず、6 月 22 日、委員会を招集し正副委員長の互選を行いました。

次に、7 月 31 日、理事者の出席を求め美唄市の財政状況に関する説明を受け、財務実態について質疑を行いました。

質疑の主な内容として、

実質公債費比率について、算定ではどのような程度の水準にあるのか。

また、協議団体になるのか引き続き許可団体になっていくのか、その見通しについて、

との質疑に対し、

現在、道において集計をし、細部についてはまだ調整の部分があり、比率としては確定をしていない、との答弁。

次に、資産の内容等を資料等でお示しいただきたい、先の7月21日の経済新聞の報道の中で、住民1人当たりの潜在債務ランキング、全国で8番目という形で美唄市が載っているが、この日経新聞との乖離がどうなっているのか、美唄市は財政非常事態宣言や、財政の再建団体の可能性のある市町村、道の調査では53市町村あるが、そこには入っておらず、黄色信号が灯っている27市町村の中には入っているが、これらについての捉まえ方は、との質疑に対し、

普通会計ベースであるがバランスシートの中で資産の状況についてお示しさせていただきたい。日本経済新聞の新聞報道は、日経リサーチというところが昨年の8月に平成16年度の普通会計の決算調査ということで調査依頼があり回答したもので、これは、債務負担行為の限度額の総額を用いるなど、過去に返済が終わったものも含まれており、これら全てを債務として捉えるのは少し無理があるのかなということで、新聞に報道されているような順位にはならないものと考えている。との答弁。

89万2,731円、これが現在の市民1人当たりの負債であるという認識で捉まえていいのかどうか、との質疑に対し、

普通会計ベース、いわゆる決算統計で類似団体等を比較する場合、これが一定のルールに基づくもので16年度の一般会計226億円、土地区画会計の34億円を足して人口で割り

返すと89万2,000円程度になる、これ以外に債務の状況等については、資料ですべての説明させていただいている、との答弁。

次に、6月の定例会で実質負債額、全会計で482億円。債務負担行為が32億円。基金の借入が13億円。市立病院の負債が18億円。三セクへの貸付が2億円。土地開発公社が短期・長期含めて借入額が13億5,000万円という答弁であり、今回の数字をトータルすると543億円という数字が出たが、その差について、との質疑に対し、

先般の定例会については、各種基金の繰替運用が13億円程度、精査の中で債務負担行為の残高、翌年度予定額、32億円ということで答弁したが、決算精査の中で29億円程度となり約3億程度開きがある、との答弁。

美唄も類推すれば543億円ということになると、但し書として交付税の措置が、幾らありますというお答えを市民の皆さんにしてよろしいか、との質疑に対し、

地方債残高、長期借入金、土地開発公社並びに三セク入れて全体で492億2,000万円、債務負担行為、これは普通会計だけだが、28億9,000万円、あわせて521億円となり、病院会計の不良債務18億円程度、ハイテクセンター、美唄情報開発学園、土地開発公社、振興公社、あわせて4億円程度、これらをあわせて542億2,000万円程度と考えている、との答弁。

いま、美唄の財務の実態で、土地の含み損、不良資産の処理、これをどのようにしていくかということが大きなポイントだと思うが、市長が答弁した健全財政にもっていくというような教科書、抽象的な表現ではなく、最大

の課題、問題点としてどのような課題を抱え、どのように感じておられるか、との質疑に対し、

財政運営する上において、財政力指数、起債制限比率、経常収支比率等の指数を頼りにいろいろな運営をしているが、分母となる標準財政規模がどんどん落ちてきており、同じことをやっても、この指数が上がるという状況である。

起債制限比率、公債比率については、これから事業の厳選をしてメリハリのある運用をしていかなければこの部分が下がらず、過疎債等交付税算入のある起債を利用することで、これらの比率を少しでも増を抑えていく、市立病院については、本当に大きな問題としてとらえ、このままでは市立病院の経営がやれなくなる現状も予想されることから、労災病院の機構本部と9月10日をめどに、一本化するかどうかの結論が出るという状況で相手方と話を進めており、相手方の結論が出た時点でいろいろなことも考えていかなければいけない、大きな部分についてはいまできる限りの手を打っているところなので、ご理解願いたい。との答弁。

543億円の負債を抱え、美唄のこの約90億円の標準財政規模と、そして積立金等の財源の年度間調整機能もほぼゼロに等しい状況を踏まえて、いまの現状の市民サービスを維持していくということが可能なかどうか。持続可能なでき得るまちづくりが、この現状を踏まえてできるのかどうか。さらに思い切った自治体のリストラクチャも必要なのかどうか。

市民生活の地域格差の問題含めて、切実な

問題というのは、我々の身近なところに行きとして出てきている。その際、どのようにこれからの美唄をつくっていくために、いま市民の皆さん方にこういった現状なのでこらえてくれと。従来言われたこともできなくなる、そういう厳しい現状だぞというようなスタンスなのか。との質疑に対し、

美唄市の財政力がとにかく脆弱であるということとは過去からそういう状態が続いている。

そういう中で、まちづくりに向けていろいろな取り組みをしてきているが、夕張が観光で生き残る道を探り膨大な投資をしてきた。こういうまちづくりをしなかった部分もあり、美唄市は3万人弱いるという中で、ある意味で自立した運営ができるのではないかとすることを支えにして、これからのまちづくりを考えていかなければいけないと思っている。

国が地方に対する政策をいろいろ変えてきており、一番恐れたことは地方交付税が、平成19年度からまた大幅に削減されるという状況であるが、いろんな意味で国等に陳情し、これが踏みとどまり、ある程度の額が確保されることから、若干地方の声も国に届いていると考えている。

しかし、標準財政規模が減るということは分母が減るわけで、起債制限比率、経常収支比率、同じ経費をかけても、同じ支払をしてもこの数値が上がる、今回国が実質公債費比率で、準公債費的なものもカウントするという中で国が地方の現状、もっと行革をしなきゃいけないという1つの方針が出ているが、やはり市民生活、まちの活性化に向けて、一定の事業を確保しなければならないという宿命も持っており、そういう意味では、厳選す

るしかない、無駄な経費は徹底して行革等で省いていくこの2点。税収等を上げるための施策も講じ、これらをいろいろ駆使しながら、これから行政運営をしていかなければならないと考え、職員にも危機意識を持って取り組んでいきたいと思っている。との答弁。

次に、土地取得の金額の根拠、積算根拠、どういうものが積算されているのか。減価償却は、定率・定額はどういう考えか。

いままで取得したときに生きていた人が払ってきた金額と、これからの世代が払う世代にはそう大差ないということが立証できるのかどうか。

各借入先の金利は、平成8年からゼロ金利になったことで金利が下がりました。購入当時はどういう利率で、何回か利率の交渉をしたと思うが、利率を下げるために金利交渉を要所でどういうふうに行われてきた記録になっているのか。との質疑に対し。

土地取得価格の見方については、総務省の一定のルールに基づいた形で作成をしており、基本的には決算統計、昭和44年以降の決算統計について積み上げているものであり、その年の普通建設事業費の決算額ということ、建設事業費の中には、事業費の中で支弁されている人件費、単独事業についても決算統計では一定の人件費を積むことになっており、人件費も一部も入った金額となっている。

可処分資産かという部分については、総務省で決められた考え方の中では、特に留意していない、区分はしていない、減価償却の方式については、種別ごとに耐用年数が決められており、それに取得価格を割り返すというような価格で定額法を採用しているところ

である。

耐用年数経過後の資産の枠、残存の取り扱いについては、残存ゼロになるまで償却をするというものである。

土地開発公社にかかわる購入価格と簿価の乖離については、金利そのものの累積並びに造成に伴うものがのることにより、累積的に簿価が引き上がったという経過であり、金利等についてはこれまでも必要な見直し、相手方とその都度交渉しながら低い金利できた経過がある。との答弁。

次に、普通会計という形の中で市民に対して説明をしたときに、会計というものは、全体を通じて市民に説明をしていく必要があると思うが、この辺の押さえ方についてどういう思いを持っているか、実質公債費比率で他会計繰出金の下水道会計、病院事業会計等がその中に加わってくると仮定をしたときに、25%に限りなく近づくような状況になるのではないか、その辺の見解について、との質疑に対し。

従来は普通会計ベースの決算統計に基づいた、すべての会計を網羅した比率という観点で国としても十分ではなかった。実質公債比率という新しい指標を用いて、透明性の高い自治体全体の公債費負担の新たな指標が用いられたというふうに認識している。

公債費負担比率22%。この計算式は、経常の一般財源が分母になっており、そのうち公債費の一般財源に充当される金額の割合であり、標準財政規模が基本的に分母になっており、元利償還金、債務負担の一部、繰出金の中の元利償還相当額ということである。

今後、こういった元利償還金プラスそれに

準ずる経費が、どのような金額で推移するかによって毎年変動し、いまのところ 25%は越えないと考えている。との答弁。

1人当たりの負債が 89 万円ということで市民の皆さん方に説明をしてよいのか、市民説明をする側に立ったときに、一体どの金額が市民の皆さん方に理解をしていただける額なのか。との質疑に対し。

基本的には決算統計に基づく差引手法がこれまでの経過であり、官庁会計方式で一般会計、特別会計、企業会計の枠組みで示しているのが現行の制度である、他市と比較する場合の一定の統計上の方法として、普通会計というもので比較されているというのが実態である。

自治体として全体像の把握ということが問題になっており、厳密に定義を前提とした上で、説明しなければならないと考えている。道の今回の夕張の債務の状況という考え方、中間報告ではあるが、これに類した考え方で美唄を当てはめる場合、543 億円という金額になると見込んでいるところである。との答弁。

次に、9月4日、理事者の出席を求め財務実態について質疑を行いました。

質疑の主な内容として、

8月30日に北海道が発表した実質公債費比率が北海道新聞に載っており、札幌市を除く全道 179 市町村について公表されましたが、前回の財務実態の特別委員会で 18 を越え、20 から 25 の範囲という答弁がありましたが、美唄の実質公債費比率は何パーセントと公表され、その積算の基礎、新たに加わった要素、金額、結果についてお示し願いたい。また、

札幌市を除く 179 市町村の中で、美唄市はどういう位置づけになるのか、北海道新聞では全国 1 が歌志内、夕張、三笠が出ていましたが、美唄の位置づけは全道の自治体、市の中ではワースト何位となり、どういう位置づけになるのか。合わせて北海道自治体の中での 29 類似団体の位置づけはどうなっているのか。との質疑に対し。

実質公債費比率については 8 月 31 日に実質公債費比率が確定し、美唄市の比率については、23.6%という数字で確定をしたところである。この比率の積算根拠は、分母が標準財政規模、分子がその年の元利償還金、元利償還金に準ずる経費として債務負担行為の支払額、他会計に対する繰出金のうち元利償還金に相当する額であり、それぞれ分母分子から交付税に参入されている額を引くというものが積算式となっている。

美唄市の場合、分子の公債費は 3 カ年平均であるが、おおよそ 23 億円から 25 億円、債務負担は 3 億円から 1 億 5,000 円、他会計に対する繰出金のうち元利償還相当分は、約 10 億円から 9 億円台という数字で押えている、これは一般財源ベースということで特定財源を除く金額である。

美唄市の位置づけ順位については、札幌市を除く道内 34 市の中で比率の高い順番で 5 番目である。1 番目から歌志内、夕張、三笠、砂川、5 番目が美唄市ということであり、比率は歌志内が 40.6、夕張が 28.6、三笠が 26.3、砂川 24.4 である。全道の市町村 179 団体のうち、美唄市は 16 番目ということになっている。

類似団体については、人口、産業構造の従事者数、1 次産業から 3 次産業までのそれぞ

れの比率を全国市町村、88 グループに分けて分類にしたもので、美唄の場合はゼロの1という分類に入っている。との答弁。

新しい公債費比率、実質公債費比率というものに置き換えて、指数を示した場合、美唄は新たに加わる債務負担行為のうち、公債費類似経費、他会計の繰出金の元利償還金にかかる経費、こういったものを組み込むことによって数値が上がったが、債務負担や他会計繰出金という要素が他の自治体よりも高いウェートを占めているということになるのかどうか、その辺どう判断しているか。こういう実質公債費比率はこれから起債の許可になり協議制という部分についての新たなポイント指標になるわけだが、新しい指標というものをを用いることによって非常に窮屈的なものになってくるのかどうなのか。との質疑に対し。

今回の実質公債費比率は、他市と比較して比率が高い位置になったが、他会計繰出金と債務負担が新たに加わった要素であるため、その影響ということでは間違いないと思っている。他市の内訳がどのようになっているかはまだ承知していないが、美唄市の場合、比率を押し上げた要因としては、他会計繰出金のうち、下水道会計が17年度繰出金のうち元利償還相当額として8億2千万円と押えており、交付税算入が約50%程度で実質4億程度がこの比率に反映されている。

債務負担行為の中に石狩川下流の負担金として、国が過去に実施した土地改良事業、これが17年度1億3千万程度で、交付税算入が35%入っており、実質9千万弱が比率の中に反映され、こういった要素が他の団体と比べて金額的に多いのではないかと考えている。

との答弁。

基金繰り替え運用の償還表は借りるときにつくって出すと思うが、基金の目的が阻害されないように管理をしなければいけない、償還計画どおりに実行されないときはどういう手続きを踏んでいるのか、との質疑に対し。

基金の繰替運用時の償還は条例に基づいて適正な手続きをする際に問題があれば歳入歳出予算に計上する。適正な利率、適正な手続きにおいて行うという内容である。これは制度的に認められている内容であるが、最終的には総合的な判断の下で資金運用を図りながら財政運営を行っている。極端な話しでは赤字だった場合、及ぼす市民生活の影響等、総合的な観点からできるだけ財政運営を預かる者として、基金からの繰替運用はできるだけ避けたい状況であるが、厳しい環境の中で、総合的な市民生活への影響等も十分考慮しながら、適法な中で運用しているというのが実態である。返済については5年なり7年程度の返済計画を立てており、現実的には過去においては返して借りるということをしていた実態もあった、そういった中でできるだけ基金そのものの目的に影響しないような形で、今後とも償還計画を明確にしながら計画的な返済に努めるよう努力したいと考えている。との答弁。

次に、美唄での財政状況が他の類似団体と比較して、美唄市の財政状況を実感としてつかむということでは非常に大事なことはないかと思うが、他の地方債全体の類似団体との比較で類似団体の中で最高が幾らで最低が幾らなのか、平均がどうなのか、美唄の順位等も含めてメロディに載せることができない

のか、美唄の財政状況が実感としてつかめ、市民にしっかり理解してもらおうということなしには、今後の美唄の自立に向けての進め方、まちづくりという部分について十分な審議、話し合いが進まないのではないかと、との質疑に対し。

類似団体の比較については、あくまでも決算統計に基づく普通会計ベースでの地方債現在高ということであり、美唄市の場合是一般会計、土地区画整理事業会計が入っているもので、総務省が今年度から様式を定め、財政状況の公表についての、より分かりやすい情報提供に努めるという観点から全国統一様式を定めて周知を図るものである。現時点では全会計ベースで類似団体の比較というのはできない状況であり、総務省も今後、情報開示をより一層の徹底を進め、団体間での比較可能な財政情報の開示を推進すると表明していることから、その取り組みを待つしかないと考えている。との答弁。

経常収支比率が 94.1%まで上がった大きな理由として、標準財政の分母の部分が小さくなり地方交付税が大幅に削られてきた、地方交付税の減額が地方財政に大きな影響を与えているということだと思うが、94.1%では美唄独自のさまざまな施策をするために約 6%くらいの財源しかないという窮屈さを感じるが、各自治体から国に対する要求額というか、美唄としてこれだけ必要だということで、違った形で交付されてくるという部分について、地方自治法との関連でどのように考えているのか、との質疑に対し。

国と地方の関係、美唄と国との関係については、地方財政計画の枠内の議論として地方

六団体、市長会として国に要望するという議論であり、国会内で十分議論されるべきものと考えている。美唄市の特殊財政事情ということでは、特別交付税ということで毎年 9 月に美唄固有の財政事情を毎年 20 数億円要望しており、結果としてその半分以下程度という形で特別交付税が交付されている実態である。との答弁。

次に、予算に現れてこない一時借入金に関して考え方について、美唄は夕張のような形の一借の方式をとっていないということで、新聞等でされていますが、貸付金の状況で金融機関から振興公社精算法人まで、総額でいくと平成 17 年度 13 億、第 3 セクターに対する債務保証、損失補償、実際問題としては貸付金で転がしていると思うが、予算に計上している資金の性質というのは一時借入金ではないのかという考え方について、との質疑に対し。

17 年度末で 13 億 8,000 万円程度の貸付金については、基金の現金等市の歳計現金を最大限活用しながら、一般会計等の一時借入金については、可能な限り抑制して、増大しないように努めているところであり、基本的には年間を通じて貸付していく、若しくは年度をまたいで転がしのような貸付金もあるため一時借入金にある程度影響を与える部分はあろうかと考えている。との答弁。

他会計が一般会計に貸し付けするために基金積み立ての条例になっていないはずだが、一借を抑制するために他基金を繰替運用することが正解なのかということ、繰替運用の制度は条例の中にあるものの、一般会計という単式簿記会計と自治法上にある基金というも

のとの相関関係、目的以外に運用したり繰替運用すべきものの性格ではない、だから一借の要素になっているのでは、との質疑に対し。

直接的な関係性としては一般会計で見た場合に、一時借入金については上半期については借入しない形で資金繰りをした内容であるということ、貸付金については過去の中で、基本的に単年度貸付という形になっており、運用のあり方については今後とも留意しなければならないと考えている。基金との関係においても、設置目的に抵触しないような形でできるだけそういったことは避けるべきだと十分認識している、しかし、従前にはない厳しい財政状況の中で結果として市民生活に及ぼす影響を十分総合的に配慮する中で、このような対応に至っているところであり、行財政改革を進める中で各種財政の健全化に向けた努力をするのは勿論のこと、税源移譲含めて自治体の自己責任において対応できるような自立的な財政運営に向けた国の制度的な対応が今後必要だと思っており、最大限努力したいと考えている。との答弁。

次に、夕張の問題の中では第3セクターの経営が、夕張市の財政自体を悪化させていったのではないかというところが市民の方にも関心があってしまいがちになると思われるが、赤字はたしかにあるが、今後、美唄市が出資している会社であることから、これをどのようにしていくのかという方針として、どのような考え方を持っているのか、との質疑に対し。

第3セクター、特にハイテクセンターについては出資率22%ということで実質的な、51%の経営権持っている者とは違い、基本的

に設立目的に沿って活動が適正になされているか、さらにいま問題になっている市との関係で、適正な財務処理等が行われているかということについては、適正な形で対応するよう努めているとことであり、夕張のような状況にはないということで今後も市と3セクターの適正な財政技術の確立に努めたいと考えている、との答弁。

以上の経過結果から、本特別委員会の所期の目的が達成されたものと判断し、平成18年第3回定例会をもって、その調査活動を終了することに決定をみた次第であります。これをもって本委員会の報告といたします。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、委員長報告を行います。

これより議案第56号ないし議案第63号の以上8件について、谷村総務委員長。

●総務委員長谷村孝一君（登壇） ただいま議題となりました、議案第56号美唄市民会館管理条例の一部改正の件、議案第67号美唄市立公民館条例の一部改正の件、議案第58号美唄市営野球場設置条例の全部改正の件、議案第59号美唄市営陸上競技場設置条例の全部改正の件、議案第60号美唄市営弓道場設置条例の全部改正の件、議案第61号サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件、議案第62号美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場使

用条例廃止の件及び議案第 63 号美唄市非常勤消防団員にかかわる退職報償金の支給に関する条例等の一部改正の件、の以上 8 件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 21 日、9 月 22 日及び 10 月 5 日の 3 日間委員会を招集して審査いたしました。

付託された案件のうち、議案第 58 号、59 号及び 61 号の以上 3 件については、経済建設委員会との連合審査会を開催し、審査いたしました。

連合審査会における質疑答弁の主なものを申し上げます。

指定管理者導入に向けて、関係課の話し合いはどこまで進んでいるのか、東明公園の管理はどのように考えているのか。美唄富良野線を展望した場合の位置付けをどう考えているのかとの質疑に対し、体育振興課、交流推進課、都市管理課、契約管財課、4 課により 4 回協議し、8 月には財政課とも協議をいたしました。

東明公園の管理については、周辺施設との一体管理が望ましいと考えているが、収益性のある施設と、相対する施設があり、非常に苦慮している。指定管理者については 1 つになるのか 2 つになるのか、個別になるのか、選定委員会の中で検討していきたい。

東美唄地区については、美唄富良野線開発をめざしている美唄にとって、地域の経済化に向けた重要なポジションであり、非常に重要な地域と考えている、との答弁がありました。

陸上競技場、野球場、サン・スポーツラン

ドの各施設の収益と費用の収支状況についてはとの質疑に対し、収入では陸上競技場が 2 万 7,300 円、野球場 10 万 2,000 円、サン・スポーツランドが 73 万 1,000 円。支出については 3 施設人件費合わせて 2,618 万 4,000 円かかっているが、陸上競技場の屋外トイレ工事と、解体工事費が含まれているため、通常の経費としては 950 万円から 960 万円程度になるとの答弁がありました。

指定管理者導入に関する基本指針では、今回提案している 3 つの案件と、東明公園を含めてどういう判断基準に該当するのかとの質疑に対し、検討委員会の中で市として指定管理者への移行、直営施設への判断基準として 3 項目を設けている。この 3 つを総合的に判断して、全体像を見た中で答えを出してきているとの答弁がありました。

公園を含めた一体管理がうまくいくのかということを疑問に思っ提起了されたことについて、検討したいとの答弁だったが、検討した結果そのままいくのか、分けるのかの方向がはっきりしないとイメージが沸かない。どのように審査したらいいのか、その辺の認識についてとの質疑に対し、公の施設について直営もしくは指定管理者へ移行するという大前提に基づいて動いている。現行の条例ではそれに対応できないので、どちらかの選択肢を進めるための条例改正ということで提案している。公園のみの管理については、外して陸上競技場であるとか、野球場であるとか、独自の指定管理ということも若干視野に入れて検討せざるを得ない。そのことも含めて検討したいとの答弁がありました。

次に、審査の過程において同様の質疑が

多々あったため、再度具体的な方向性の明示を求めたところ、理事者から東明公園の管理にかかわる市の考え方としては、一体的管理から切り離したいと考えており、今後そのような方向で進めてまいりたい。公募、非公募の考え方は基本的に公募と考えている。教育委員会の3施設については、指定管理者の業務として利用者の利用許可等の事務、草刈、清掃が中心になる。こういった業務の内容から考え、公募として考えているとの答弁がありました。

次に、陸上競技場、野球場と一体化されるサン・スポーツランド美唄が指定管理者に移行するということはわかったが、どういうふうになるのかがわからない。現在のサン・スポーツランドの管理がどういう実態になっているのか管理の内容はとの質疑に対し、ともに直営で管理している。施設の草刈等維持管理を行っている。利用者の申込は陸上競技場、野球場は総合体育館で、サン・スポーツランドについては、サン・スポーツランド管理棟で受けている。料金の受け取りも同じであるとの答弁がありました。

次に、何のために指定管理者を導入するのかというイメージを描いているのかとの質疑に対し、民間活力のノウハウの活用、経費、サービスの提供、こういった観点で総合的に判断して選定に当たっていききたい。また、指定管理者には一体的に有効的に活用していただく、提出される企画書の中で我々が持っていなかった活用方法等の提案を受け止めて考えていききたいとの答弁がありました。

次に、指定管理者に移った後、利用者へのサービスがどうなるのか、地域の人の意見反

映をどうするのか、運営委員会の設置及びサービスを低下させないように条文の中ではっきりさせるべきと考えるがとの質疑に対し、詳細なことについては協定書で定めることとなっている。施設を利用する人たちの意見を反映させるものは、必要であると考えている。スポーツ団体等の意見や利用者のアンケート等を考えているとの答弁がありました。

次に、この条例を根拠にして、指定管理者は管理運営に入っていく、その場合に使用承認の取り消しなど、指定管理者の判断だけではできない場合が出てくる。設置者として一定の考え方を規則の中に整理しておかなければならないと思うがとの質疑に対し、規則の整備については原課の方で検討を行っており、ご指摘のありました点を踏まえて、規則策定に当たっていききたい。スポーツ3施設についてはそれぞれ利用形態、管理形態が違うため、協定書でうたうものの内容と整合性を図りながら充実した規則の制定に努力していききたいとの答弁がありました。

以上が連合審査会の経過であります。

次に、総務委員会での各議案審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

議案第56号及び57号について申し上げます。

指定管理者に移行することによって運営する立場、利用する立場、これが直営の場合はどう変わるのかとの質疑に対し、利用者本位のスタイルの中でサービス展開を引き続き行っていく。公民館は美唄の文化活動の拠点施設と位置付け、美唄の文化を支えていく民間団体として、文化協会があります。文化協会の運営に当たっても、総会、役員会の中でい

ままではない新たな取り組みが芽生えてき、実施に向けた具体化も始まっている。そこには行政にない民間の力を感じて、新たな事業展開がされていくものと考えている、との答弁がありました。

法律上の設置にかかわる職制上の館長業務がどうなるのか。指定管理者移行に伴って館長以下職員の配置転換等はどうなのか。現在業者委託している食堂及び清掃については、指定管理者導入後どんな影響があるのかとの質疑に対し、公民館の館長業務については、社会教育法の中で公民館の館長を置かなければならない。教育委員会で「任命しなさい」と、公民館に指定管理者が入った場合、館長はどうなるのか。これは通達で指定管理者制度の中の団体でも館長はできる。民間人なので教育委員会の任命はいらないという通達があります。民間にお願いするときには、公民館は美唄の文化の拠点施設ということであれば、そういったものを含めて指定管理者を任せることになるので、総括するものも指定管理者制度の団体の中から相応しい方を館長としてお願いできないのかと考えている。

人件費については、現在常勤職員2名の体制、職員については内部の配置替えになるものと考えている。臨時職員については業務の熟知度、ノウハウがあることから、指定管理者導入後も継続的な雇用をお願いしたいと考えている。

指定管理者導入後の現行の委託業者については、食堂経営については指定管理者制度ができない業種、行政財産の目的外使用ということで、市からの許可を得ている。こちらについては継続していただくよう考えていると

の答弁がありました。

公民館と、市民会館はどう区別するのか、との質疑に対し、1つの建物の中に公民館的要素と、市民会館的要素がある。その機能が2つ合わさって1つの建物の中で運営されている。サークル活動として使う場合には公民館としての機能、一般の会議で使う場合は市民会館的な使い方となるとの答弁がありました。

次に、議案第60号、62号及び63号の以上3件について質疑はありませんでした。

なお、今後は所管事務調査を活用することが確認されました。

結果といたしまして、議案第56号ないし議案第59号、議案第61号及び議案第62号の以上6件については、異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第60号及び議案第63号の以上2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第67号ないし議案第69号の以上3件について、米田経済建設委員長。

●経済建設委員長米田良克議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第67号美唄市スキー場条例の一部改正の件、議案第68号美唄市体験交流施設条例の一部改正の件及び議案第69号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件の以上3件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し

上げます。

経過といたしまして、9月21日、9月22日及び10月5日の3日間委員会を招集して審査いたしました。付託された案件は総務委員会との連合審査をいたしました。

総務委員会所管の議案についての審査が終わって、休憩に入りました。

連合審査会再開後、経済建設委員会所管の3件を一括議題といたしました。

ここで、議事進行発言があり、休憩前の各委員の意見を斟酌し、議会と執行側双方が市民に責任を持つ審査とするため、12月議会までの間に、所管事務調査を活用して執行側の業務進捗の節目に、議会側に内容を報告し、議会側は意見を反映して、双方が互いに姿が見える形を維持する。このことを確認することで、きょうのうちに審査の責めを果たしたいとの内容が提案され、全体でこれを確認しました。

なお、執行側からも同趣旨の表明がありました。

質疑答弁の主なものを申し上げます。

スキー場は利用者が減り、指定管理者も大変だ。パークゴルフ場の利用時期は、スキー場とは反対で、夏冬交代になる。体験交流館もあわせた一体管理が可能と思うがどうかとの質疑に対し、3つの施設を一体的に受けってもらう考えだとの答弁。

次、利用料金の減免、使用不許可などは設置者として規則などで整備する必要があると考えるがどうかとの質疑に対し、減免や使用許可、不許可などは公平性が大事で基本的に市長の権限に属し、規則で定める。利用料金は公平性を確保しながら、指定管理者になれ

ばその営業努力等は尊重したいとの答弁でした。

次、体験交流施設には、体験交流館と登り窯を一体に考えていいのかとの質疑に対し、そのとおりとの答弁。

指定管理者は、公募か非公募かとの質疑に対し、基本は公募であるとの答弁。

去年は39施設に指定管理者が導入されたが、36は非公募だった。この中には地域福祉会館、生活館などがあり、これらはそれまでの運営委員会が非公募で指定管理者になった。この場合は指定管理者が利用者でもあり、地域住民の意見を反映して管理に当たり、内容の見える部分が多かった。ことしの3つの施設はそれが見えない。利用者の意見を反映するため、利用者を含む運営委員会を条例に規定するべきではないかとの質疑に対し、この3施設は交流の推進を担うもので、利用者や市民の意見を十分に反映しなければならない。運営委員会の設置は検討していないが、市が利用者アンケートを取ったり、指定管理者にアンケートを義務づけるなど、市と指定管理者の間で十分連携を取りながら、サービス向上に向けた会議等も当然必要と考えているとの答弁。

パークゴルフ場は、景観は最高だが芝の状態が悪い。これが市民や市外からの利用者の声だ。改善策はとの質疑に対し、土が悪いため改善のために目土を入れているが、一度に入れることはできず、5年ぐらいかけて直すために一生懸命やっているとの答弁。

料金のことも不評だ。土日料金と市民優遇料金がない点だ。改善策はとの質疑に対し、指定管理者になったら検討の余地はあると思

うとの答弁。

以上の質疑が終わりまして、経済建設委員会単独の会議に戻りました。

結果といたしまして、議案第 67 号ないし議案第 69 号の以上 3 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第 70 号ないし議案第 73 号の以上 4 件について、内馬場予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 70 号平成 18 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 71 号平成 18 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）、議案第 72 号平成 18 年度美唄市老人保健会計補正予算（第 2 号）及び議案第 73 号平成 18 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）の以上 4 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 27 日委員会を招集して審査いたしました。

次に、議案第 70 号の質疑の主なる点を申し上げます。

畑作生産振興事業における事業主体ごとの予算額及び事業の詳細についての質疑に対し、中村共同施設利用組合は乾燥調製設備、汎用コンバインを整備する事業費 1 億 1,549 万円に対し、5,770 万円の補助をするもので、乾燥調製施設は既存のラインに点線機などを増設する。山形麦作営農組合は、乾燥調製施設、フォークリフト他を整備する事業費 6,279 万

9,000 円に対し、3,130 万円の補助をするもので、乾燥調製施設は荷受ホッパーなど新設するほか、スチールコンテナ及び収穫用キットなどを導入する。JA みねのぶは、乾燥調製施設他を整備する事業費、4,444 万 1,000 円に対し、2,110 万円の補助をするもので、乾燥調製施設は粗選機などを追加するほか、スチールコンテナ及び収穫用キットなどを導入するとの答弁。

事業実施により、大幅な効率性が確保されるのか、また次年度以降の対応はどうなるかの質疑に対し、秋まき小麦の雪腐病被害により、大豆の作付が約 1.7 倍に増加し、既存 3 施設の処理能力では対応できないことから、過大投資とならないように算定している。ことしのオーバー分については美唄市農協の施設で、約 2 倍で、中村で 1.5 倍処理することで対応するとの答弁。

施設等整備に投資するメリットについての質疑に対し、機械の借用、乾燥調製の外部委託をする検討をしたが、刈取適期を逃さず、降雪前に処理し、品質を低下させないということ。また、コスト低減などから今回も設備整備を決断したとの答弁。

品目横断的経営安定対策とのかかわりについての質疑に対し、生産者へは緑ゲタの過去実績は平成 16 年から 18 年までの 3 カ年と説明したが、ことしの秋まき小麦の被害は災害とみなされ、ことしを除外できるとの見解が 7 月に出た。黄ゲタについては麦だけでは地力の低下を招くので、緑肥などを取り入れた輪作体系を確立していきたいとの答弁。

今回の整備が過剰投資にならないのか心配の見通しと補助金の全体像についての質疑に

対し、ことし大豆面積に対応させると過剰投資となるため、中古を使用するなど事業主体やＪＡと協議を重ねた。補助金の全体像は事業費２億２,２７３万円に対し、道の補助金はほぼ２分の１となる１億１,０１０万円。補助残は農協のプロパー資金を活用するとの答弁。

事業実施の意向集約についての質疑に対し、事業の出資に当たっては５月に農協及び集団から相談を受け、市での対応は難しいため、空知支庁と協議を行い、地域政策総合補助金を活用して整備することとしたとの答弁。

施設設備を前倒し、着手しているのかとの質疑に対し、大豆の刈り取り時期から１０月には施設を使用するためすでに着手しているとの答弁。

契約までの流れについての質疑に対し、事業主体が集団の場合はＪＡと契約し、メーカーが施行、ＪＡの場合は施設機器を扱うメーカーと契約しているとの答弁。

事業実施の考え方についての質疑に対し、畑作生産雪腐病、輪作による土壌病害、低品質、さまざまな課題を洗いなおすなど、ＪＡと協議を行い、美唄市における転作作物の現状と今後の方針を策定した。この方針を基に支庁と協議し、今日に至っているとの答弁。

緊急な事業であるが、まちづくりプラン後期計画と整合性のある事業なのかとの質疑に対し、施設の規模はまちづくりプランで目標とする、農業産出額を実現するもので、本市の農地面積９,０００ヘクタールを活用した土地利用型農業を進める考え。水稻は消費者に喜ばれるものを一方で転作を進める上で、大豆は重要な作物であるとの答弁。

畑作の推進について、今後どのように取り

組んでいくのかとの質疑に対し、米価は低迷しており、高品質で実需が希望するものを生産するしかない。どうしても畑作に向かわなければならない実情、生産者の意識の高揚に向け支援センターを設置し、所得の上がる技術指導に力を入れているとの答弁。

支援センターでは畑作の技術推進のために、どのようなことをしているのかとの質疑に対し、畑作技術の向上、担い手の育成、所得確保対策、水稻中心から畑作を取り入れ、麦、大豆の生産性の向上や、若い生産者を中心に麦、大豆の技術取得を実施しており、具体的にはセンター職員が現地に入って生育調査を何度も行い、実際に農業者団体とかかわり、大豆や麦の指導を行っているとの答弁。

土づくり、有機農業など、畑作に特に重要なのではないのかとの質疑に対し、市内の畜産は少ないため故畜点検は難しい。稲藁などをほ場に還元、緑肥の導入、土壌診断結果に基づく積設計などしているとの答弁。

北空知と美唄の米のランク等の違いは土地なのか、気候条件なのかとの質疑に対し、美唄の冷涼土壌との違いは、北空知はとう排水性がよく、このことが米のランクで違いのあるたんぱくなどに影響していると思われるとの答弁。

補助事業の執行状況はどうなっているのかとの質疑に対し、管理機などは早い時期に契約、納品、コンバインは小麦も使用するため７月に契約納品。施設等は今月契約し、１０月から稼動する計画であるとの答弁。

補助指定前に着手できるのかとの質疑に対し、補助があることが前提ではなく、自己責任で事業主体は事業を進めている。道は事前着手

の事業でも補助債とかは可能としているとの答弁。

指令書、交付決定書等は発行されているのかとの質疑に対し、指令前着手は認められていない。今回は原課と協議し、補助がなくても自主的に事業を進めていくとの確認を得た。地域政策総合補助金は、指令前着手は可能との答弁。

指令前着手は、市の財務規則でどのように、どういう扱い方の質疑に対し、美唄市財務規則並びに美唄市補助金等交付規則では、指令前着手などの規定は設けていない。この度の補助金については北海道の間接補助金であり、財務規則などのほか、地域政策総合補助金交付要綱、並びに地域政策総合補助金運用方針に準拠して取り進めることとしている。今回の事業目的、内容、緊急性などについては北海道と協議し、指令前着手及び完了について、特例、例外的な取り扱いとして認められ、この度の補正予算の提案に至ったとの答弁。

なお、例外的な補助金事業としての取り扱いだが、市としての公金扱いが薄れるおそれがあり、補助金の執行に当たっては申請時に厳しいチェックを行い、今後とも留意するようにとの意見がありました。

次に、議案第 71 号の質疑の主なる点を申し上げます。

保険財政共同安定化事業並びに高額医療費共同事業の内容についてとの質疑に対し、保険財政共同安定化事業は、国の医療制度改革において都道府県における市町村国保の保険料の平準化や財政の安定化を図るために、平成 18 年 10 月 1 日から実施されるもの。一方、高額医療費共同事業については、従前 70 万円

を越えるものとあるのを、80 万円を越えるものとし、今年 4 月に早急して実施するものとの答弁。

基金について 580 万円の補正をしているが、あるべき積立額の目標をどこにおいているのか。また、保険財政共同安定化事業拠出金の支出先はどこかとの質疑に対し、積立額は過去 3 カ年における保険給付の平均年額の 5 % 以上に相当する額を目安と考えている。また、保険財政共同安定化事業拠出金の支出先は、国保連合会との答弁。

基金の積立目標額 5 % 相当とは、どのくらいの金額になるのか。また共同安定化事業は将来都道府県に国保の運営、実施主体を移行しようという議論を聞いたことがあるが、それを受けた対応なのかとの質疑に対し、基金積立目標 5 % 相当額は、試算では 3 億 3,700 万円程度となる。共同安定化事業は、実施主体の意向を見据えての動きと捉えているとの答弁。

基金を繰替運用しているが、基金の目的は大幅な税率アップや予期しない給付がふえた場合などへの備えだと思うが、基金管理者の考え方はとの質疑に対し、繰替運用に当たっては本来の業務に支障をきたさないよう、危機管理者として対応してきた。今後においても被保険者に急激な負担がかかることのないように、安定した国保事業運営に努めていくとの答弁がありました。

なお、議案第 72 号及び議案第 73 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 70 号ないし議案第 73 号の以上 4 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、認定第1号ないし認定第11号の以上11件について、矢部決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員長矢部正義議員（登壇）

ただいま議題となりました、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月28日及び29日、10月2日ないし10月5日の6日間、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の冒頭、助役から補足説明があり、引き続き代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号平成17年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

第1款議会費、第2款総務費につきまして、7人の委員から質疑がありました。そのうち4項目について申し上げます。

北海道電子自治体プラットフォーム構想推進事業の概要と進捗状況の質疑に対し、この事業は電子自治体の実現に必要な各種のシステムの共通機能を備えた共通基盤。これをプラットフォームと呼んでいるが、この共通基盤を道と市町村が共同で構築し、利用することにより、将来にわたって効率的、効果的に電子自治体化を推進しようとする北海道独自の共同アウトソーシングモデルであり、本年4月から本格稼動したところであります。

本市では、現在申請書のダウンロードが可能になっており、今後可能なものから家庭、

あるいは職場から電子申請ができるよう取り組むこととしているとの答弁。

無理に黒字決算とせず、財政調整機能を保つべきと考えるがとの質疑に対し、市民生活への影響を考える上で、収支均衡に努めることが責務であり、長期的財政安定の原則に基づき、財政調整機能の確保に努めるとともに、制度上の問題について、地方6団体を通じ、国に要望したいとの答弁。

入札・契約制度について、この問題が起きる前の改善と、今後の改善についての質疑に対し、昨年の10月以降の取り組みは、公正取引委員と連携を図った「談合情報対応マニュアル」を新たに定めた。請負金額の10%の額を違約金として徴収する特約条項を、請負契約書に追加した。指名停止基準を改正し、指名停止期間を2倍から3倍に強化した。今後については第3者委員会の設置。予定価格の事前公表施行の取り扱い、新たな検討課題として指名停止基準の運用のあり方について検討を進めているとの答弁。

市庁舎の適正管理の状況についての質疑に対し、市庁舎は昭和50年に竣工し、31年が経過している。これまで屋上防水工事、外壁塗装工事など、必要な改修を行ってきた。耐震調査は平成8年に実施し、改修には当時の積算で1億7,700万円程度を要すると見込まれた。現在庁舎管理に当たってはビル管理などの資格を持つ嘱託職員を任用し、適正な維持管理に努めている。今後も建築住宅課などとも連携し、適正な維持管理に努めていくとの答弁。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に関しては、7人の委員から質疑がありました。そ

のうちの4項目について申し上げます。

子育てサークルなどの活動や、地域における子育て支援についての質疑に対し、社会全体が子どもの誕生を祝福し、子どもをいつくしみ、守り育てることの意識改革が必要であり、併せて家族や地域の絆を強化するために、子育て支援のグループづくりや地域全体での子どもの見守りを担う「せわずき・せわやき隊」などの活動支援を進めてまいりたいとの答弁。

母子家庭自立支援給付金事業についての質疑に対し、母子世帯の就労支援を図るため、技能習得にかかわる経費の一部を給付するものであり、母子寡婦福祉会とも連携し、制度の周知やさまざまな相談など、総合的な自立支援を努めてまいりたいとの答弁。

最終処分場に関する今回の不祥事について、どうすれば防ぐことができるかとの質疑に対し、最終処分場整備事業にあたっては、技術的、専門的な知識が必要であることから、建設部にお願いをしてきた。それぞれの部署、それぞれの段階で責任をもって対応、処理しているが、結果として今回の不祥事が発生したことについては、大変残念に思っている。今後は原課ができること、なすべきことなど、関係課と協議を進めて対応したいとの答弁。

ごみ処理に関して本市のリサイクル率について、判断基準をどうすればよいか、また今後の考え方などについての質疑に対し、リサイクル率はごみの総処理量に対する資源ごみの資源化量の割合を言う。本市のリサイクル率については、分別収集が開始されて以来、11から12%で推移している。数値としてはほぼ全道平均に近いが、今後においてもリサイ

クル率の向上につながる施策など検討したいとの答弁。

次に、第5款労働費、第6款農林費に関しては4人の委員から質疑がありました。そのうち4項目について申し上げます。

季節労働者の特例一時金がなくなろうとしているが、市では国の動きの把握と今後の対応についての質疑に対し、平成17年度から国で特例一時金などの廃止の動きがあり、北海道知事を筆頭に、経済労働団体などで構成する「北海道季節労働者対策連絡協議会」などで、要請行動している。また、本市でも、労働団体からの依頼により、国へ要請をした。国の19年度予算の概算要求では、78億円で、今年度予算104億円と比較しても、減額になっていることから、厳しい状況と認識している。今後国の動向を把握し、対応について検討するとの答弁。

グリーン・ツーリズムの促進事業について、修学旅行生の受け入れは、どの地域の中・高生か、またグリーン・ツーリズムマップの配布先とその反応についての質疑に対し、修学旅行生は大阪と京都の高校生となっている。マップはグリーン・ツーリズム研究会のメンバーや直売所、市の施設などに配布し、相互の行き来に活用してもらい、他の地域を紹介してもらおうなど、相互の交流を深める目的で作成したとの答弁。

防風林の維持管理について、特に16年9月の台風18号によって、相当数の被害が出たが、伐採をした後、植栽など行われているのか、行われているとしたらどういった種類で、どの程度の数量、本数、あるいは面積が植栽されたのかとの質疑に対し、平成16年台風の倒

木は空知支庁発注の道営治山事業の中、平成 17 年度より平成 19 年度にかけて整備を行うことになっている。平成 17 年は植栽 11 ヘクタール、風倒木処理 44 ヘクタール行っている。植栽については、南から白樺、ケヤマ、ハンノキ、秋ぐみを植えているとの答弁。

次に、第 7 款商工費、第 8 款土木費に関しては 7 人の委員から質疑がありました。そのうちの 4 項目について申し上げます。

ピパオイの里プラザの食品加工について、本市ではお米のほかに大豆もつくっているが、大豆加工のノウハウを伝達していけないのか。子どもたちに食育の面でも味噌づくりは有効である。市長が公約に掲げる、「食の駅」の目玉にもなるのではないか。教育の分野、農業の分野とも連携して、施設を有効利用できないかとの質疑に対し、これまでも回数は少ないが、食肉加工以外にピーマンジュースづくりや、自家製味噌の仕込などが行われている。一昨年から美唄高校の食品システム科の先生とお話しする機会があり、プラザで市民に対する講習をすることもできると聞いている。また、J A びばい女性部の方にも施設の利用についてお話しているとの答弁。

観光入込数の把握について、美唄の場合、桜まつりなどのイベント、宮島沼、アルテ・ピアッツァ美唄など、美唄の特性を考えながら一定のサンプルを取って、およその統計をとるべき、交流の施策の柱であるなら、確固たる根拠を持ちつつ進めるべきではないかとの質疑に対し、イベント、公園など、記帳がない場合の入込数の把握については、サンプルをどのように扱って、どのようにとって数を把握していくのがいいか検討したいとの答

弁。

駅東・西のタクシー乗り場に、歩道の段差があり、乗り降りがしづらい。特に車椅子の利用者は大変苦勞している状況である。福祉のまちづくりを提唱し、バリアフリー化を推進していることから、タクシー乗り場の段差を改良する考えがあるかとの質疑に対し、関係機関と協議し、段差の改良を検討していきたいとの答弁。

平成 18 年度除雪委託制度付一般入札についてとあるが、制限付とは何か。また、入札参加申出者に必要な要件の中にある経常建設工事共同企業体とはどのようなものなのかとの質疑に対し、除雪委託入札参加資格要領を定めており、この中に単体企業、共同企業体、事業協同組合が入札に参加する場合の要件を規定していることから、制限付きとしている。経常建設工事企業体については、企業体要件に美唄市建設工事共同企業体運用基準によると規定しており、この基準の定義に「特定建設工事共同企業体」と、「経常建設工事共同企業体」とがあり、「経常建設工事企業体」は優秀な中小建設業者が、継続的な競業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成するものとして規定していることから、経常建設工事企業体を要件としているとの答弁。

次に、第 9 款消防費、第 10 款教育費に関して、5 人の委員から質疑がありました。そのうち 3 項目について申し上げます。

A E D の設置場所と活用状況についての質疑に対し、市内では市役所 1 階ホール、総合体育館、保健センター、恵風園、希望ヶ丘病院、井門病院に設置されている。

活用状況については、市内ではないが、札幌市では2例ほど使用し、救命されたと聞いているとの答弁。

コンピュータを活用した授業の指導の実態についての質疑に対し、指導者については総合的な学習の時間は主に担任、技術の時間は技術科の教科担任である。

また、指導の実態については、情報化社会に対応した、「情報活用能力」を育成する一方、書き込みによる脅迫事件などが発生している。これに対応した文部科学省及び道教委からの通知に基づき、各学校では発達段階に即した形でコンピュータを活用するためのモラルやマナーについて指導しているとの答弁。

学校統廃合に当たっての課題と考え方についての質疑に対し、これまで該当校の教職員にも、保護者地域懇談会に参加していただいている。校長、教頭にも市教委の考え方を理解していただき、校内議論をしてもらう。茶志内中学校では、生徒の意識調査を、直接生徒の生の声を聞いたが、大きな期待を持つ生徒もいた。平成20年4月のスムーズな合流を行うために、教職員人事や学校経営計画のこともあり、本年内には一定の方向と、課題整理を行う必要があると考えているとの答弁。

次に、第11款災害復旧費から第15款予備費までにつきまして、2人の委員から質疑がありました。

そのうちの1項目について申し上げます。

借換債における、世代間の公平性と、後期基本計画における普通建設事業20億円考え方についての質疑に対し、地方債については耐用年数にあわせ、将来を見込んで十分に注意を払い、発行すべきと考えているが、借換

債は国の地方財政対策によるもので、公債費の平準化は今後の財政運営上必要と判断し、活用したものであり、また、普通建設事業については、十分な議論をしたうえで今後の財政状況を踏まえ進めたいとの答弁。

次に、歳入全般については、2人の委員から質疑があり、そのうち1項目について申し上げます。

今回の競売入札妨害の事件が発生したことにより、当該事業にかかわる入札契約に関し、違約金や場合によっては損害賠償が発生するものと思われるが、今後どのように対応するか。また、当該事業は補助事業であるが、補助金などについての返還義務は生じないかとの質疑に対し、今回の事件における損害賠償請求などについては、今後の事実経過を見極めながら、適正に対応したい。また、補助金などの返還義務については、このような事件があった場合には必ず会計検査が入るので、然るべき処置がなされるものと思われるとの答弁。

以上が、一般会計の質疑であります。

次に、認定第2号平成17年度美唄市民バス会計決算認定の件に関する質疑について申し上げます。

2人の委員から質疑がありました。

そのうち1項目について申し上げます。

中央バスターミナルが10月9日に廃止されることになるが、その経緯、経過についての質疑に対し、昨年11月と12月に中央バスからバスターミナルの共同利用についての話があり、美唄市と美唄自動車学校で年間700万円の経費を負担し、ターミナルを利用しないかとの話があり、大きな負担額の提示なの

で、経費の圧縮ができないか問い合わせたが、見直しは困難であり、負担ができなければターミナルを廃止したいとの意向であった。また、ターミナル閉鎖後は美唄駅前に停留所を設けたいとのことで、本年2月に都市整備部とともに、現地確認など所要の対応を行った。

市民バス事業としては経営が厳しく、一般会計から多額の繰入をいただいている状況であることから、かかる経費の負担には耐えられないと判断し、この旨中央バスに伝えるとともに、バスターミナルの存続について、再考をお願いするなどしたが、結局は10月9日に廃止とするとの連絡をいただいたという経過であるとの答弁。

次に、認定第3号平成17年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件について、主な質疑について申し上げます。

4人の委員から質疑がありました。

そのうち3項目について申し上げます。

国保税の収納率によっては、国からの財政調整交付金に減額などの影響があると思うが、平成17年度はどのようなになったのかとの質疑に対し、前年度の一般被保険者にかかわる保険税収納率によっては、翌年度財政調整交付金が一定の率で減額される。平成17年度は、前年度の収納率が89.7%であったことから、交付金が7%、2,760万6,000円減額されたとの答弁。

国保事業の都道府県を単位とする、広域化に対してどのように考えるかとの質疑に対し、高額医療費共同事業や、新しい制度としての保険財政共同安定化事業は、市町村間の財政の平準化をめざし、都道府県を単位とするもので、広域化への第1歩と認識しているが、

全国市長会などでは、国民皆保険制度を支えるものとして、国による一本化をという要望をしているとの答弁。

医療費適性化対策特別事業の内容についての質疑に対し、各医療機関から送られてくる請求内容を点検し、その適正化を図るためレセプトを点検する業務を委託し、または自前での点検作業のための、人件費及び医療費通知のためのパンフ作成、郵送の経費などであるとの答弁。

次に、認定第6号平成17年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件に対する主な質疑について申し上げます。

1人の委員から質疑があり、そのうち2項目について申し上げます。

当初計画から、変更になった理由についての質疑に対し、周辺宅地に影響を及ぼすための土留工法から、U型擁壁に変更したこと。銀河通雨水処理の考え方の変更により、ポンプ室を築造したこと。JR横断部に至る工法を変更したことであるとの答弁。

JR委託工事にかかわるチェック方法についての質疑に対し、請負業者及び契約額などを記載した発注状況表を確認している。また、現場写真の一部及び現場出来高検査等のチェックにより、引継ぎを行っているとの答弁。

次に、認定第8号平成17年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件に対する質疑について申し上げます。

1人の委員から質疑があり、そのうち1項目について申し上げます。

介護保険の改正内容についての質疑に対し、ホテルコストの導入や、要介護区分の変更など、具体的状況については持続可能な制度と

なるよう、施設給付の見直しの中で、部屋代や食費の自己負担が取られたこと。そこでは低所得者に対しての配慮があり、本市の場合は増額となる人が多くなったことから、また、要介護区分については、軽度を対象に、要支援1、要支援2の区分が新設され、状態の軽減や悪化防止のための新予防給付サービスが提供されとの答弁。

次に、認定第9号平成17年度市立美唄病院事業会計決算認定の件に対する主な質疑について申し上げます。

2人の委員から質疑があり、そのうち2項目について申し上げます。

市長が東京及び札幌に出張した協議結果について、市長が東京にいった際の話し合いの経過や、道段階での議論の内容についての質疑に対し、第5次健全化の指定継続の見込みについては、17年度に1億円の追加支援をしたが、不良債務が逆にふえる結果となり、18年度決算見込においては、新たな不良債務が生じる見込みであることから、事務的には5次健全化の指定継続は非常に難しいとの見解が示された。

5次健全化の指定継続よりも、思い切った抜本策がなければ、病院経営そのものが大変なことになるとの意見があったが、労災病院と市立美唄病院の統合が、抜本的になるということを説明し、適正な規模、体制について検討している現状を伝えた。

27日、28日に独立行政法人労働者健康機構に行き、当市の医療は最終局面にきており、美唄市の地域医療を守るため、さまざまな方策を検討していきたいと伝えた。これに対して、労災機構本部は、プロジェクトチームを

つくって検討するとの回答があったとの答弁。

病院の現状や議論の内容が、情報開示で市民に公表されることになった場合に、市立病院はもとより、労災病院も信頼を失いかねない状況である。信頼を失って患者離れが進んでしまつては大変なことになる。患者の信頼を得てつなぎとめておくためには、この危機的状況の現状を把握し、院内で意思統一を図っておく必要があるのではないかと質疑に対し、不良債務の発生を抑えるよう努力するといった趣旨のもとに、病院運営会議を開き、院内の意思統一を図るべく、経営状況や5次健の現況など、病院が置かれている状況を報告している。今後も少しでも経営の改善に務めていきたい。労災病院との統合が決まったとしても、統合までの間に患者離れや医師離れが進んだら大変なことになることは認識している。そのためにも、市立病院の経営をしっかりとさせておかねばならないとの答弁がありました。

次に、書面審査にかかわる質疑について申し上げます。

1人の委員から質疑がありました。

競売入札妨害事件に関する資料がないことの理由についての質疑に対し、9月17日から任意捜査及び19日の強制捜査、家宅捜査により支出書類、契約関係書類などが押収されているためであるとの答弁。

次に、認定第1号から認定第11号に至る総括質疑に対する主な質疑について申し上げます。

質疑者は2人で、そのうち2項目について申し上げます。

美唄市が発注するあるべき公共調達と執行

体制についての質疑に対し、公共工事の発注に当たっては公平かつ公正性が保障確保されなければならないものと認識している。

この度の事件については公正を旨とする公務員としてあってはならないことであり、また、指導監督的立場であることから、痛恨の極みである。今回の事件に関し、事実が明らかになり次第、課題、問題点を整理し、改善策を講じ、再発防止に努めていきたい。

また、今回の事件が職員の一部の問題としてではなく、職員全体の問題として、不祥事の防止と市民の信頼回復に取り組むとともに、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、現行の指名基準についても公平性、公正性が確保されるよう、その運用のあり方について、早急に検討していきたいとの答弁。

市民の経済環境を考えて、市内金融機関と意見交換が行われているかとの質疑に対し、これまで金融機関については、短期資金額の借入金や、中小企業進行資金貸付金を通じた地元中小企業などへの低利融資など、金融面から協力をいただいているところであり、それぞれの金融機関の方針や取引先企業との関係などから、結果として取引状況が生じているものと認識している。

市内には、北洋銀行などの普通銀行をはじめ、地域密着型の空知信用組合や空知信用金庫などの金融機関があるが、今後とも中小、零細企業が厳しい状況にある中、市内経済再生に向けて、協働のまちづくりの担い手としての役割をより一層果たしていただけるよう、市と金融機関の問題意識の共有に務めていきたいとの答弁がありました。

なお、認定第4号平成17年度美唄市老人保

健会計決算認定の件、認定第5号平成17年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第7号平成17年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第10号平成17年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第11号平成17年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上5件については、質疑がありませんでした。

以上の経過から、認定第1号、認定第3号及び認定第4号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第2号、認定第5号ないし認定第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、本委員会の決定どおりご承認いただきますよう、お願いを申し上げまして報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより、報告第22号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第22号美唄市財務実態等調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第56号について、質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇）ただいま議題となりました、議案第 56 号美唄市民会館管理条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

政府総務省は地方自治法の一部の改正を行い、公の施設の管理・運営について従来の管理委託制度に変わって、指定管理者制度を導入し、これまで直営か政令などで定める公共的団体に限定していたものを、株式会社などの民間事業者や団体が行うことを可能にしました。

これは、90 年代の臨調・行革による（撃破型）の民営化、民間委託攻撃から、まさに特定分野以外は丸ごと民営化、民間委託するという今日の構造改革路線を具現化する、究極の自治体リストラであり、公務の外務委託の徹底、地方自治体のあり方を変質、解体するものであります。

地方自治法第 244 条には、公の施設の設置目的を、住民福祉の増進を明確にうたっています。

しかし、この 244 条の 2 項の一部改定による、指定管理者制度の導入は、住民の福祉の増進どころか、住民サービスの大幅な後退を招くことが強く懸念されます。

また、その施設に働く労働者の労働条件も低下することは避けられません。

本市においては、すでに 39 施設を導入し、今後の導入施設、導入対象となる施設をあわせると 63 施設に及びます。導入対象となる施設は、保育所などの福祉施設をはじめ、学童保育、学校給食センターなどの教育施設、各種のスポーツ施設、各地域にある公園や市立病院など、市民生活のすべての分野にわたっています。

これまでの議論の中で明らかになったことは、指定管理者制度の導入の最大の目的が、地方自治法第 244 条第 1 項にうたわれている福祉の増進ではなく、施設の経費節減にあること。施設の利用や運営についての住民参加や、そこに働く従業員の労働条件をチェックする法的な保障についても、また各施設の管理、運営に当たっての基準も極めて曖昧です。

地方自治のあり方に重大な影響を及ぼし、住民サービスの大幅な後退が懸念されます。

公の施設の設置目的である、福祉の増進に相反する指定管理者制度の導入は認めがたいものであります。

美唄市民会館は、昭和 44 年に開設以来、市民の文化活動の拠点として、また、交流の場として多くの市民に愛されてきました。この市民会館が指定管理者制度の導入によって、これまでの文化活動や交流、市民サービスに支障がきたさない保障はどこにもありません。

以上、申し上げまして討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決い

たします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 56 号美唄市民会館管理条例の一部改正の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 57 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 57 号美唄市立公民館条例の一部改正の件について、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

美唄市公民館は、これまで長年にわたって市民の文化活動や交流の場として多くの市民に利用されてきましたが、その管理が指定管理者に移行することによって、市民のこれまでの活動に支障をきたしたり、サービスの低下に大きな不安があります。

よって、美唄市民会館の指定管理者制度への移行に反対するものであります。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 57 号美唄市立公民館条例の一部改正の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 58 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 58 号美唄市営野球場設置条例の全部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

市営野球場は長年にわたって、この条例が設置されたのは昭和 26 年ではありますが、長年にわたって市民の体育、文化の向上と健康の増進のため、多くの野球愛好者によって活用されてきましたが、その施設の管理が指定管理者に移行することによって、これまでどおりのサービスが受けられなくなったり、運営

に支障をきたす懸念があります。

したがって、原案に反対であることを申し上げまして討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第 58 号美唄市営野球場設置条例の全部改正の件は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 59 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 59 号美唄市営陸上競技場設置条例の全部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に申し上げますが、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

昭和 39 年に設置された陸上競技場は、長年にわたって体育の向上に大きな役割を果たしてきましたが、この施設が指定管理者に管理が移行することによって、サービスが低下さ

れる懸念が大いにありますので、原案に反対であります。

以上、申し上げます、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第 59 号美唄市営陸上競技場設置条例の全部改正の件は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 60 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号美唄市営弓道場設置条例の全部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 61 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第61号サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対の立場であります。

この施設は、テニスコートやゲートボール場、多目的グラウンドなどの競技場があり、市民が自然に親しみながら健康の増進を図るため、昭和62年に設置されました。それ以来多くの市民に親しまれてきましたが、この施設の管理が指定管理者に移行することによって、市民サービスの低下を招くおそれが懸念されることから、原案に反対するものであります。

以上、申し上げまして討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第61号サン・スポーツランド美唄条例の一部改正**の件は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第62号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第62号美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場使用条例廃止の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

この議案は、美唄市営野球場や、陸上競技場を指定管理者に管理を移行させることによる廃止であります。私の立場は議案第58号、59号に対して反対でありましたので、議案第62号についても反対をするものであります。

なお、議案第60号美唄市営弓道場設置条例の全部改正の件については、反対ではありましたが、この条例が野球場、陸上競技場、弓道場の設置条例が一つの条例になっていることから、結果としてやむを得ないものであります。

以上、申し上げまして討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第 62 号美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場使用条例廃止の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 63 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 63 号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例等の一部改正の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 67 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であ

ります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 67 号美唄市スキー場条例の一部改正の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 68 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 68 号美唄市体験交流施設条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 69 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第 69 号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 70 号ないし議案第 73 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 70 号平成 18 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号）ないし議案第 73 号平成 18 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）**の以上 4 件については、委員長報

告のとおり決定されました。

これより、認定第 1 号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました、認定第 1 号平成 17 年度美唄市一般会計決算認定の件について討論に参加いたします。

私は、認定とすることに反対であります。

討論の意味合いは、1 つはこの討論を通じて 1 人でも多くの方がご賛同いただくように、一生懸命発言をするということが 1 つであります。

もう 1 つは、何でこの認定に対して反対をするか、その理由を明確にして市民に対して考え方を明らかにしていくと、この 2 点があるかと思います。

ぜひ耳を傾けていただいて、ご賛同いただきますように、意向を申し上げておきたいと思います。

その反対する理由でございますが、この決算は美唄市総合計画の前期計画 5 カ年の終了年次でありました。5 年間の仕事の総括表が出されていたわけであります。

各般ごとに整理はできませんけれども、この 5 年の間に市長が変わられて、それぞれ一生懸命市政に取り組んだ姿が出たわけでありました。17 年度の一般会計の決算の収支そのものは、実質収支で 430 万円余りの黒字決算となりました。

しかし内容は、財政調整基金 1 億円を中心

とする、積立金の取り崩しや特定目的基金であります、国民健康保険安定化資金の追加繰替運用と、大幅な基金の調整による、つくられた黒字でありまして、実態はまさに危機的な財政状況を反映した内容になっているわけであります。

先ほど財務実態等の調査特別委員会の中で、吉田委員長が詳しく委員会報告をいたしました内容で、承知をいたしましたけれども、まさにいま美唄市が市民の皆さんとともに、本当に心を1つにして突き進まなければならない、そういう厳しい財政に直面をしている。このことが個々の施策の示した決算書並びに、決算主要施策の概要等で明らかになったわけであります。

これらの決算にかかわる内容については、割愛をいたしまして、私はその理由を1点に絞って申し上げたいと思います。

本年9月19日、市議会本会議開会中に、美唄市発注の一般廃棄物最終処分場搬入道路実施設計委託事業を巡り、設計委託を受注した、札幌市の設計会社「未来開発コンサルタント」社長らとともに、当時の美唄市建設部長が逮捕されるという、衝撃が市内を走りました。

容疑は競売入札妨害罪で、昨年4月設計委託を巡り、指名競争入札で未来開発コンサルタント社長らが、入札参加予定業者らに業者間談合を持ちかけ、了承した業者4名を当時の美唄市の建設部長が指名業者に選定し、希望通りの業者を落札させる、公正な入札を妨害したというものです。

報道ではさらに、贈収賄容疑とともに、今回の入札事件の工事以外にも、逮捕された当時の建設部長が関連する2件の指名競争入札

に際し、最低制限価格を漏らした可能性があることを報じています。

事件の全容は、捜査の結果と司法の判断を待たなければならないことは当然ですが、逮捕容疑に関しては、いずれの容疑者も認めているとの報道からも、官製談合は動かしがたい事実と受け止めなければなりません。

さらに、以上申し述べたことと、平成17年度一般会計決算との関連ですが、9月22日の入札契約問題等調査特別委員会で、委員会として求めた資料、落札結果表によれば、この官製談合事件は平成17年4月4日に逮捕された当時の建設部長は委員として参画し、影響力を行使できる指名委員会が行われ、業者間談合があったとされる5つの業者が選定され、同年4月7日に指名通知、その後4月11日から13日までの閲覧期間を経て、4月14日に入札施行、予定価格に対し89.06%の落札率で、今回逮捕された株式会社未来開発コンサルタントが受注を決め、4月15日に契約、4月15日に事業着手。着手から3カ月後の7月15日に完成となっています。

その後の支出手続きは、「款」衛生費、「項」清掃費、「目」ごみ処理センター費、「節」委託料から399万円が支出されたこととなります。

しかし、これら支出関係諸書類は、警察により押収されたため、決算審査における書面審査では確認することができませんでした。

これら一連の財務処理、その後の決算調整、さらに監査におけるチェック、いずれにおいてもその時点では適正にルール通り行われたことは、間違いのない事実であります。

決算は、収入役が決算を調整し、そして監

査委員が監査報告書を、提出をした監査報告書を添えて、市長が主要な施策を説明する書類を、書類とともに議会に提出をいたします。

議会は、この決算について、予算が適正に執行されたかどうか、その公正な執行の確保と、それを見届ける責任があります。

しかし、議会の決算認定は、確認行為でありますから、認定でも不認定でもその法的効果に影響はありません。

しかし、契約の締結を巡る不正が行われていた事実。このことを背けるわけには、議会として目を背けるわけにはいかないと思います。

私はその不正が行われていた事実ということを厳粛に受け止めて、さらにその行われていたことが、この決算であります、平成 17 年度中のことであった。合わせてこの決算年度中に支出がされていた。非常に、議会としてこの問題を明確にしていくことこそ、今後の再発防止、市民に対する責務であろうというふうに考えおります。

以上が反対する理由であります。

何点か、この決算審査を通じて感じた点について、意見、要望、提言を申し上げたいと思います。

1 つは、私が何回も繰り返しお願いをしております、この決算、特に事業別決算書の作成についてのことであります。

予算がどう決算につながったか。

予算に計上された施策がどう実行され、どんな成果があり、どんな反省点があり、それらを次の新しい予算にどう反映していくのか。これらが決算の果たす役割だとすれば、ぜひ事業別成果表の中で、そのことが判明できる

ような内容に、改めていただきたいことが 1 つであります。

2 つは、決算審査の段階、さらには総括質疑でも申し上げました点を、繰り返し申し上げます。

まず 1 つは、市長がいま改めようとされている、契約そして契約事務、入札契約改革についての考え方であります。

昨年の同時期に、官製談合じゃない、談合疑惑が大きく報じられまして、ちょうど 1 年前の 9 月 29 日には、当時の特別委員会の中で、広島議員がみずから業者間談合をやっていたという事実を明らかにいたしました。

そしてその後、具体的に市は入札契約、特に指名競争等のあり方について、具体的に検討作業に入り、その改善もされてきました。

しかし、その当時の審査、そして調査を通じて感じた点は、落札価格はそして落札率は結果である。結果であるからそれが仮に高い落札率であっても、低い落札率であっても、発注側は関与しない。このような趣旨の考え方が執行側から示された点であります。

私は、その執行側の姿勢に対して、極めて不満に思うと同時に、残念に思いました。

談合防止するためにどうしようかと言って深刻に悩んでいる自治体は、まさに日々の落札結果を丹念に調査をして、談合が行われた形跡がないか、さらにその落札結果の調査から、随時工事内訳書の提出を求めたり、常にそのことに意を用いて、談合が起きないルールづくりに苦心をしているわけであります。

これは、政治家であります、トップのリーダーシップが、まさに求められていることとイコールであります。

このような方向と、いまのこの美唄の入札契約にかかわる基本姿勢というものが、大きく異なっていると私は思います。

今回の事件を契機にして、まさに本当にゼロからいかにしてこの指名競争、特に談合の温床といわれております、指名競争入札にかかわる、指名競争入札の業者、選定に当たって、どのようなルールをつくっていくか。このことについてぜひ現場で業務に携わっている、現場の若い技術者、そして現場で入札契約業務にかかわっている事務方の職員。下からの議論を積み上げて、ぜひこの新しいルールの改正に努力をいただきたい。このことが1つであります。

2つは、仮称美唄市公共調達基本条例の制定についてであります。

いまの入札契約のルールは、地方自治法を基本にいたしまして、美唄市のルールは規則、要綱、基準、マニュアル、さまざまないわゆる規制があります。

これらを1つの基本条例として、ものの考え方を整理をして、体系立ててつくっていただきたいと思うわけであります。

さらに、業者選定に当たっては、単に安かろう、だけではなくて、美唄市の政策、市長が掲げる政策に、どのように貢献しているか。

私は何度も申し上げていますが、公正な労働ルールが確立をしているか、環境問題に熱心に取り組んでいるか、障がい者の雇用に対してどういう状況なのか、男女共同参画社会に対する認識はどうか。これらの政策に関して掲げる政策が一致できるところを、価格以外の評価をして、算入させていくという考え方を盛り込んだ基本条例の制定について、

ご努力をいただきたいということでもあります。

3つは、特定の業界、団体、個人そして政治化の関与への心得についてであります。

私自信も、15年の議員生活になりますけれども、日常的に公営住宅の入居に対する要望、身近な生活道路等の舗装等の要望、さらには職員の就職にかかわる口利きの要望、業者の皆さんから余りありませんが、市の業者と指定の参入要望。さまざまな要望が私のもとに届けられます。

政治家として、市民全体の立場で仕事をする政治家として、いかにあるべきかということとは悩むわけであります。

そこで、美唄市議会は、美唄市議会議員政治倫理条例をつくりました。みずから律する姿勢を決めたわけであります。

行政側は、職員の倫理条例はあります。しかし、日常的につながりのある、業界やら団体、そして人間関係を通じておいでになる個人の皆さん、我々政治家、これらに関しての関与に関して、しっかりと記録をつくっていただきたいと思います。

どなたかがお願いに来たら、常にメモをとる。そしてそれが市長から職員まで統一的な事務処理を行うように徹底をすることです。

この、公共調達にかかる条例の検討と、この3つ目の政治家等の関与への心得については、私の総括質疑に対して、市長は実施に向け検討していただくことを約束していただきました。

この度の、極めて不幸な事態。職員の皆さんも大変な心労があったでしょう。市民の皆さんも本当に美唄ってどんなまちだろうと、

改めてその美唄に対する、まちに対する思いというのが、どうなったか、私は不安でならないわけであります。

これらの事件を契機にして、そしてオープンな、きれいな、より生き活きとしたまちづくりができるように、庁内体制を固めていただきたい。このことをお願いをしたいと思えます。

以上、申し上げまして討論といたします。

ぜひ、私の討論にご賛同いただきまして、この決算に対する不認定にサインを表明していただきますことを、心からお願いして、以上討論にかえます。

●議長長岡正勝君 7番土井敏興議員。

●7番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、認定第1号平成17年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私は、原案に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成17年度一般会計決算状況は、歳入総額219億8,394万4,000円に対し、歳出総額219億7,955万4,000円で、翌年へ繰り越すべき財源9万3,000円を除くと、実質収支は429万7,000円の余剰が生じました。

美唄市の財政構造については、自主財源に乏しく、依存財源が占める割合が高く、しかも長引く地方経済低迷の影響により、市税収入及び地方交付税ともに減少し、極めて厳しい財政状況の中、本市のさまざまな課題に正対し、生活基盤の整備やまちの活力づくりなど地域の活性化に向けて、市長をはじめ職員が最大限のご努力を傾注されながら、内部管

理の経費の削減など、効率的な執行に努められ、結果として黒字決算を確保されましたことを、まず評価をするものであります。

次に、主な政策面から若干意見を交えながら申し上げます。

第1に、優しさと健康のまちづくりについては、地域全体で子育て家庭を支える仕組みづくりとして、リーダー養成や子育て支援団体設立の掘り起こしに取り組むとともに、介護予防システムを用い、引き続き総合的な介護予防事業の拡大、普及に取り組まれたこと、また、親子に絵本を贈るブックスタート事業の実施についても評価するところであります。

一方、いくつかの地域で開催された、健康づくり事業や、美唄市地域福祉計画に基づいた、地域ネット事業を通じた、地域住民による取り組みの支援は、まさにともに支えあう、地域社会づくりを進める上で、極めて重要なテーマであり、高く評価するところであります。

今後とも行政の適切な情報の提供や、さまざまな団体及び関係機関がともに連携を深め、地域住民の自主的取り組みがさらに広がるよう期待するところであります。

また、地域医療においては、極めて厳しい医療環境の中、本市の最重要な課題の1つであります、市立病院の第5次病院事業経営健全化計画の継続のために、1億円の追加支援をされたこと。労災病院と新たな地域医療体制の構築に向け、市長をはじめ関係職員の精力的な活動とご努力に対し、敬意を表し、高く評価するものであります。

次に、快適な暮らしを実現するまちづくりについては、まず、除雪体制についてであり

ますが、技術の向上や平準化を進める視点から、除雪委託の広域ブロック化導入やロータリー除雪車の更新など、効率的な除排雪や路線の拡大に努力されたことについて評価するところであります。

また、土地区画整理事業において、待ち望まれていた銀河通アンダーパス開通が本年末に見込まれ、東西の機能的な交通網が形成されるものと期待されるところであります。

さらには、新しい一般廃棄物最終処分場整備に着手され、効率的なゴミの減量化、資源化が図られ、市民意識がより喚起されることを希望するものであります。

次に、人と自然が調和するまちづくりについては、自然環境保全において、宮島沼周辺に市民と共同による野鳥観察小屋が設置されたことや、国による野鳥観察センターが本年完成するに当たって、市長をはじめ関係職員のご努力に対して敬意を表し、また、水質管理や、さらなる周辺環境整備を期待するところであります。

次に、豊かで活力のある産業が広がるまちづくりについては、本市の経済環境は低迷が長期化し、極めて厳しい状況にあります。自立の道を選択した本市にとって、経済の活性化、地域の活力づくりは重要な課題の1つであります。

このような中、農業部門ではきたる品目横断的経営安定対策に向け、担い手育成、経営改善に向けた相談活動、新規分野支援などの対応を踏まえ、本年4月に設立された農政部、農業支援センター開設への取り組みは、農業所得の向上、真の基幹産業への位置付けを期待するものであり、市長の英断に敬意を表し、

高く評価するものであります。

商工業部門では、新たな中心市街地活性化のための基本計画の策定や、雪冷熱など、自然エネルギーの有効活用についての研究、新産業創出への支援に取り組まれています。

今後、農・工・商がより連携を深め、新たな企業化へとつながることを期待するところであります。

次に、文化と交流のまちづくりについては、交流拠点施設に隣接したパークゴルフ場がオープンし、体験交流施設では登炎窯の初窯を行ったほか、アルテピアッツァ美唄の音の広場の緑化整備を実施するなど、交流のまちづくりの進展に向けた取り組みは、評価するところであります。

今後は、市民団体による活発な文化・芸術・音楽・スポーツ等の交流人口の増加が、地域の活性化に結びつくよう、関係機関との連携や、さらに支援を強められることを期待するところであります。

次に、極めて不幸と言わざるを得ない、今回の競売入札妨害事件について触れさせていただきます。

昨年の談合疑惑問題の際、市は関係者の事情聴取を行うなど、可能な限りの事実確認に努められ、速やかに公正取引委員会に通知されました。

その後、談合情報対応基準マニュアルの策定をはじめ、違約金条項の追加、指名停止期間の罰則強化など、一連の契約制度の改善を適切に行われたことに対し、職員各位のご苦勞に敬意を表するところであります。

今回の、一職員が起こした事件に関しては、詳細な事実関係が明らかになっておりません

が、私は市民の皆さんとともに、厳しい目をもって、今後の捜査を見守っていかねばならないと思っております。

総括質疑での市長のご答弁や、本日の新聞報道にもありましたように、今後の不祥事の防止と市民の信頼回復に、不退転の決意で取り組まれるとともに、指名基準のあり方の検討についても適切に対応されることをご期待申し上げます。

最後に、財政改革の推進の中で、各種基金がほぼ底をついていることから、いまだかつてない厳しい取り組みをされ、また、国の地方財政対策に基づく政府資金の繰り上げ償還による、借換債の発行は、金利動向による影響は残るものの、今後の公債費負担の平準化を図ることで、ひいては市民サービスの維持に一定の効果があるものと評価するところであり、昨年は特に市立病院の第5次健全化措置継続のため、あるいは黒字決算確保などのために運用されたものと思い、私はさまざまな行政課題への対応や、市民サービス水準の維持、あるいは可能な限り黒字決算を確保しながら行財政運営を進めていくことは、行政の責務であり、この手法は避けて通れなかったものと考えております。

平成18年度の決算見通し、19年度予算は極めて厳しいものと予想されますが、本格的な地方分権時代を迎える中で、市民への説明責任を十分に果たし、必要な議論を尽くしながら進める必要があると考えます。

職員各位が市長を先頭に、市民の視点、生活者の視点に立ちながら、より厳しい姿勢をもって、本市の真の自立に向け、一層の行財政改革に率先して取り組まれることを強くご

期待申し上げます、私の討論といたします。

議員各位には、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

●議長長岡正勝君 19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員（登壇） 認定第1号平成17年度美唄市一般会計決算認定の件について、討論に参加をいたします。

簡潔に申し上げます。

全体の内容等については、提案をいただきました決算書や法定及び委員会の要求資料等を通じまして、各質疑がありました。

先ほど、委員長から報告があったことについては是として、その内容には深く入りません。

結論から申し上げます。

私の立場は不認定であります。

その理由はただ1点、先ほども同僚委員の討論にありましたが、第4款衛生費における一般廃棄物最終処分場の支出にかかっている問題であります。

このことについて、競売入札妨害の官製談合の疑義を、実際問題としてほぼ事実に近い形で残したままの状態では、認定の立場を取れないのであります。

このことが理由であります。

なお、申し上げますが、議会は独任の議員制によって直接市民に責任を負うものであります。

当議会は、独任制原則を土台にしながら、会派制を持って運営をしています。

私の所属する新政議員会から、議選監査委員が出ておりますが、議選監査委員の報告は適正であることを、意見書を市長に送付しております。

また、この委員会の委員長を、審査委員長を務めたのも私ども新政会派からであります。

委員長は、委員長報告の中で、原案可決を求めている立場をとっております。

このことは独任制で言えば、別に問題はないのでありますけれども、言えば、私どもはいわゆる会派生の独任制の原則に基づいて、この場合意思決定をすることにいたしました。このことをあえて申し添え、私の討論といたします。

●議長長岡正勝君 1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、認定第 1 号平成 17 年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論から申し述べますが、私は反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成 17 年度の政府予算は、所得税・住民税の定率減税の半減を皮切りとする、本格的な大增税路線に足を踏み出しました。

前小泉内閣が決めた増税は、配偶者特別控除の廃止で所得税、住民税合わせて 7,000 億円。消費税の免税点引下げ等 6,000 億円、年金課税強化で所得税、住民税合わせて 4,000 億円、この 3 つで 1 兆 7,000 億円ですが、定率減税は半減でも所得税で 1 兆 2,520 億円、住民税で 3,880 億円。合わせて 1 兆 6,400 億円と、前の 3 つの増税の合計額に匹敵します。

ことしの 6 月に年金生活の高齢者を突然住民税の大增税が襲ったのは、いま述べた増税のためです。

そして恐ろしいことに増税はまだまだ続き

ます。

谷垣前財務省は、04 年度以降の計画をこう述べました。04 年度年金課税の引き上げ、05、06 年度定率減税の縮小、廃止を含む個人所得課税の見直し、07 年度消費税を含めた安定的財源を議論。

総理大臣が変わったと言え、同じ政党名を名乗る人たちでありますから、考えることは同じはず。大企業や高額所得者には甘く、庶民には限りなく冷たい政治が続くことに変わりありません。

冷たい政治姿勢は、生活も行政にも及んでいます。70 歳以上の人に支給されていた、老齢加算を引き下げる、18 歳以下の子を養育する母子家庭に支給されている母子加算を、今後 15 歳以下に引き下げて、3 年間で段階的に削減、廃止することにしました。

年を重ねれば、食べるものにも着るものにも、若い頃と比べると違った意味でお金がかかるということで加算されていたものをぱつぱりと切る。幾ら働いていても低所得者が多い母子家庭の命綱ともいえるべき母子加算をなくする。こんなに冷たい政治は許せません。

生活保護受給抑制のために、餓死者が出たり、行政の冷たさに生きる権利を放棄して、焼身自殺を図る悲しい事例も生まれました。これが昨年の自民党圧勝の結果です。

国債の発行では、前年度より 2 兆 2,000 億円減ったものの、34 兆 3,900 億円と相変わらず大きな額となりました。

国債残高は 508 兆円、国と地方をあわせた長期債務残高は 744 兆円となり、対 GNP 費で 145%に達しました。

財政状況は依然として深刻です。

その一方で、関空 2 期工事などをはじめとする、無駄な公共事業にいまだに税金をばらまくなど、財政の浪費には歯止めがかからず、財政危機打開の見通しが立たない状況に陥っています。

本市においては、地方交付税は 70 億 3,700 万円で、16 年度に比べ 6,150 万円の増額でしたが、臨時財政対策費は 3 億 8,100 万円で 16 年度に比べて 1 億 2,000 万円の減額となり、これらの総計では、16 年度に比べて 1 億 1,385 万円の減額となり、厳しい制約を受けました。

こうした政治状況のもとで編成された、平成 17 年の予算の執行であったわけですが、厳しい中であっての予算の執行に当たられた理事者はじめ、関係職員の並々ならないご努力に、改めて敬意を表するものです。

本市一般会計の歳入総額は 219 億 8,394 万 4,000 円で、歳出総額では 219 億 7,955 万 4,000 円。差引 439 万円の黒字となっています。

歳入では市税が 21 億 6,275 万 7,000 円で、前年度に比べて 4,304 万 5,000 円減少しました。

これは、本市において不況が依然として続いていることを示しています。

国庫支出金についても、1 億 0,346 万 6,000 円の減となっており、地方交付税並びに臨時財政対策費を合わせて 1 億 1,385 万円もの減など、極めて厳しい財政状況となっています。

歳出面では、衛生費で増加が見られたものの、他分野では極めて厳しい状況でした。

中でも、市民の 1 番関心事である市立美唄病院の経営健全化の問題では、一般会計から

の繰出しをしてもなお、経営は極めて厳しい状況にあり、早急な対策が求められています。

市立美唄病院の経営健全化なくしては、本市の一般会計の健全化もありえません。

高齢化の進んだ地域ですので、地域医療の存続、充実はなんとしても欠かせません。

ファミリーサポート「ゆりかご」の立ち上げは、地域での子育て支援活動の始まりとなりました。美唄市が子育てしやすいまちということで、今後の人口増加につながれば何よりです。

福祉施策の面では、介護保健サービス利用者の低所得者対策として、自己負担軽減の充実が図られたことは評価いたしますが、介護保険給付の見直しで、食事代や居住費を自己負担とする国の方針が取り入れられたことは、年金で生活する高齢者には大きな負担となりました。

都市基盤の整備では、市民要望の強い道路や、側溝整備では一定の改善は見られるものの、まだまだ多くの道路や側溝が未整備のままの状態といえます。道路の舗装率は 17 年度で 50%という、低い数字です。

本市の基幹産業である、農業の分野では、都市生活者や消費者との交流を図る取り組みや、直売所の運営、修学旅行生の受入など、新たな活動が見られたものの、農家所得の大部分を占める米価は低迷を続けていて、農家所得の増加とはなっていません。

教育の分野では、新設校においては耐震化が図られているものの、耐震改修はほとんど取り組まれておらず、児童生徒の学びの場の安全を保障するとはいえない状況にあります。

予算の執行に当たっては、厳しい財政状況

を反映しての執行だったわけですが、基本的には国の進める路線に沿ったものとなっています。

市民本意、主権者国民の立場に立てない政治姿勢は、決算認定できない第1の理由です。

人口の微減、公務員の給与等の削減など、民間賃金の抑制につながり、結果として市内、経済環境の悪化を招き、不景気の加速と悪循環を招いています。

こうした状況の中でも、市民がまちづくりに取り組もうとする最中に、幹部職員が逮捕されるという事件は、市民に与える衝撃は大きなものとなりました。

昨年3月の予算審査の中での議論や、その後の談合疑惑。公正取引委員会の報告などの経過が、何も生かされなかったのはなぜか。いろいろ風聞のあった職員の指導もできずに発令した、任命権者の責任は、極めて重く受け止めなければならないものであります。

議会としても、事件の真相解明とかかる事件の再発防止のチェック機能を発揮して、解明する責任があります。

公務員の倫理を高める具体的な施策が急がれます。

市民の信頼を失墜させたことは極めて遺憾であり、この解明がない中での決算認定はできない。これが第2の理由であります。

美唄市のトップである市長には、こんな世知辛い世の中だからこそ、美唄に住んでいて本当によかったと市民が実感できるような、暖かい心を持った行政姿勢が求められていると考えます。

今後、小泉前首相の進めた構造改革によって、市民生活がますます厳しくなっていきま

す。市町村合併の第2、第3の波も押し寄せてくることでしょう。

桜井市長におかれましては、地方自治の本市を高く掲げ、市民の利益を守るために、国や北海道に言うべきことをはっきりと発言していくことが、何より求められています。

市長のきっぱりとした姿勢を心から期待するものです。

以上、申し上げまして反対討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第1号平成17年度美唄市一般会計決算認定の件は委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第2号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号平成17年度美唄市民バス会計決算認定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより認定第3号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、認定第3号平成17年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論から申し述べますが、私は反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

本会計の歳入決算は、32億3,394万4,215円に対し、歳出決算額は32億2,237万7,396円で、差引1,156万6,819円の黒字となっています。

本市においては、市民の52.7%の世帯が、人口の43.4%が国民健康保険に加入しています。そもそもこの国民健康保険とは、職場の健康保険制度に入っている人や、生活保護を受けている人以外のすべての人が対象となる保険制度です。

本市の国民健康保険加入者の平均所得は、平成17年度は61万5,000円。平成16年度は82万5,000円であったということですから、この数字からも国民健康保険加入世帯にも極めて厳しい生活が浮かび上がってきます。

本来であれば、命と健康を守るための保険

制度のはずですが、高い税負担と上昇を続ける医療費の支払いのために、生活が圧迫され、健康を阻害している逆立ちの深刻な状況が生まれています。

本市では滞納者に対して、短期保険証を発行し、それが358枚に上っています。資格証の発行枚数は、1年間で41枚もふえ、151枚となっています。

本会計の執行は結果として、国の社会保障きり詰路線を踏襲するものであり、容認しがたいものです。

市長は苦しい中で、懸命に生活している市民の、命と健康を守るために、国に対して医療制度の改悪に反対し、改善を強く求めること。国庫負担をもとの45%に戻すこと。収納率に対してのペナルティとしての国庫支出金の削減をやめることなどを、強く働きかけ、市民の生活と健康を守るために、先頭に立たれることを期待して討論を終わります。

●議長長岡正勝君 3番五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました、認定第3号平成17年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

結論から申し上げまして、私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由を述べさせていただきます。

国民健康保険制度は、我が国の医療保険制度の重要な柱として、相互扶助の精神に基づき、地域住民の健康と福祉の増進に大きな役割を果たしてきていますが、景気の低迷の影響による保険税収の伸び悩みや、少子高齢化、老人保健の年齢引き上げに伴う、前期高齢者の増加、医療の高度化に伴う医療費の増高等

により、医療保険の財政は極めて厳しい状況にあります。

こうした中であって、本市の決算状況を見ると、平成17年度決算においては歳入、歳出差引で1,156万7,000円の黒字決算となっておりますが、実質単年度収支では、4,805万8,000円の赤字となっています。

このことは、本市の国民健康保険を取り巻く環境が、前段申し上げました影響により、一層厳しさを増しているものと考えられます。

特に本市は、低所得者の方や高齢者を多く抱え、医療費も比較的高いことから、財政基盤は脆弱であり、その事業運営は容易なものではないものと思われま

す。また、この度の医療制度改革においては、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものとしていくため、医療費適正化の総合的な推進、新たな後期高齢者医療制度の創設など、所要の措置を講じることとされたところですが、今後これらの影響及び国などの動向を見極めながら、中・長期的な展望に立った、保健、医療、福祉が連携したより決め細やかな施策を検討され、一層の適性化、効率化を図り、将来にわたって安定的な財政運営が確保されることをご期待申し上げ、議員各位におかれましては、議案第3号にご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定でありま

す。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第3号平成17年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件は委員長報告のとおり決定されました。

これより、認定第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました、認定第4号平成17年度美唄市老人保健会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論から申し述べますが、私は反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

本会計については、基本的には前小泉内閣による、医療制度改革の路線に沿ったものであり、高齢者の負担が一層重くなるといった内容のものです。

いま多くの高齢者は、相次ぐ医療費の値上げに苦しんでいます。負担を少しでも軽くするために、1日分の薬を2日に分けて服用したり、少しぐらい体調が悪くても、病院に行くのをためらったり、治療を中断したりという、極めて深刻な状況に追いやられています。

病気には早期発見、早期治療が何よりと言われますが、まさに逆立ちした状態と言えま

す。

市長は、苦しい中で懸命に生活している市民の命と健康を守るために、国に対して医療制度の改悪に反対し、改善を強く求めること。老人医療費を無料に戻すこと。市民の生活と健康を守るために、先頭に立たれることを期待して討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号平成17年度美唄市老人保健会計決算認定の件は委員長報告のとおり決定されました。

これより、認定第5号ないし認定第11号の以上7件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号平成17年度美唄市下水道会計決算認定の件ないし認定第11号平成17年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上7件は委員長報告のとおり決定されました。

会議時間が連続しておりますが、ここで本日の会議時間について協議を行うため、暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時45分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、予めこれを延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 これより、日程の第3、意見書案第17号「米軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書ないし日程の第11、意見書案第25号障害者自立支援制度の充実を求める意見書の以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第17号及び意見書案第18

号の以上2件について、18番紫藤政則議員。
●18番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題
となりました、意見書案第17号及び意見書案
第18号につきまして、一括案文を朗読し、提
案理由の説明にかえさせていただきます。

「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機
訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に
移転・分散することに反対する意見書

本年5月1日の安全保障協議委員会におい
て、東アジア最大の米軍基地である「米空軍
嘉手納基地」から発生する騒音軽減対策とし
て、F15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳
基地に移転・分散させるなどの最終報告が合
意されました。

その内容は、①F15戦闘機5機が参加する
訓練は1回4～5日間で年7回、②F15戦闘
機12機参加の訓練が10日間で年3回、③空
自との共同訓練とし、米軍単独訓練ではない、
④土・日曜日と夜間、早朝訓練は行なわない
というものです。

この嘉手納基地訓練の一部移転・分散は「沖
縄の痛みを分かち合う」ことではなく、「危険
の分散・拡大」であり、矢臼別演習場で強行
されている米海兵隊の実弾移転演習に見られ
るように「固定化」につながるものです。こ
の間の矢臼別移転演習では、沖縄で行なわれ
ていなかった「夜間訓練を実施」するなど「沖
縄と同質・同量」との約束が守られていませ
ん。さらに、砲撃訓練に新たに機関銃などの
射撃訓練を加える計画が持ち出されるなど、
訓練内容はさらに拡大強化されようとしてい
ます。

嘉手納基地においても、「騒音防止協定」を
反故にし、早朝4時から爆音を伴う訓練を行

なうなど、日本政府・米軍の「約束すら守ら
ない」行動に住民は不信・不安を抱いていま
す。また、新たに迎撃ミサイル「PAC3」
を配備するなど、決して沖縄の負担軽減に結
びつくものとなっていません。

沖縄には日本国内の米軍専用施設の75%
が集中し、米兵による暴行や傷害・放火事件、
大型ヘリコプターやハリアー機の墜落・炎上、
戦闘機からの照明弾や防風ガラス落下など、
132万人の沖縄県民の生活は危険と隣り合わ
せにある異常な状態です。

移転が強行されれば、地域住民は離着陸に
よる1,902回とされる騒音被害など大変な苦
痛と訓練による危険を余儀なくされます。

この異常な事態の根本的解決は、「危険の全
国分散・拡大・固定化」ではなく、「米軍基地
の整理・縮小」と「日本地位協定の抜本見直
し」を確実に進め、最終的には、在日米軍基
地は米国へ移転・撤収するという「当たり前」
のことです。

今回の米空軍嘉手納基地のF15戦闘機訓
練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散
させる計画については反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見
書を提出します。

平成18年10月6日

北海道美唄市議会

季節労働者の「特例一時金」現行維持

及び通年雇用の促進に関する意見書

積雪寒冷という北海道特有の気象条件によ
って、冬期に失業を余儀なくされる季節労働
者は、今なお13万千人を数えています。

これら季節労働者は、冬期における生産活
動の減少に起因して毎年離職するものであり、

季節労働者の雇用の安定および通年雇用化促進のための対策を、今、北海道全体として進めつつあります。

しかし、現在、行政改革の一環として、雇用保険制度の見直しが労働政策審議会において論議されており、季節労働者の「特例一時金」については、廃止が検討されています。

「特例一時金」が廃止等されれば、多くの季節労働者の生活に深刻な事態を及ぼすとともに、事業主をはじめ地域経済への大きな影響が懸念されます。

美唄市における平成 16 年度の特例一時金は、全雇用者数の 1 割となる 1,008 人に支給され、給付実績は季節労働者 1 人当たり平均で 25 万円、総額で 2 億 5,500 万円となっています。

季節労働者の冬期失業の実情を踏まえたとき、新たな冬期雇用の拡充を通じ通年雇用に向けた移行を促進させる事業を国の委託において推進する必要があります。

以上のことから、次の事項の実施を図られますよう強く要望します。

記

1. 季節労働者の「特例一時金」を存続し、現行の冬期雇用制度を維持すること。
2. 通年雇用に移行できない労働者に対する新たな冬期雇用を確保する対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただき

ますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第 19 号及び意見書案第 20 号の以上 2 件について、7 番土井敏興議員。

●7 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 19 号及び意見書案第 20 号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

医療制度改革等に関する意見書

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営と良質な医療を提供する体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、第 164 回国会において医療制度改革関連法が成立しました。

この法律において、都道府県は、平均入院日数短縮などの数値目標を含めた医療費適正化計画の策定が求められ、計画未達成の場合は国が独自の診療報酬を設定できるとされるなど、より積極的な責任と役割を果たすよう求められています。

しかしながら、現実的には都道府県だけでは解決できない困難な問題も数多くあり、国においても、より良質な安心のできる医療を提供する体制の確立に最大限責務を果たすべきであります。

また、医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠ですが、医療現場の実態は過酷で、看護師の不足が深刻化し、十分な看護が提供できていない状況にあります。さらに本市においては、医師の確保が困難なため、診療科の縮小や一部の病棟を閉鎖する

など、このままでは地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されております。

よって、国においては、医療制度改革法の運用に当たって、国民に重大な不利益をもたらさないように配慮されるとともに、医師・看護職員等の大幅増員を保障するため、次の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 北海道は積雪・寒冷、広域といった特色を持ち、療養病床がとりわけ多いという実情にあることから、「地域ケア整備指針」の策定に当たっては地域性を考慮し、要介護者に悪影響を及ぼさないようにすること。
2. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
3. 看護職員の配置基準を、夜間は患者 10 人に対して 1 人以上、日勤者は患者 4 人に対して 1 人以上とするなど、抜本的に改善すること。
4. 夜勤日数を月 8 日以内に規定するなど、「看護職員確保法」等を改正すること。
5. 診療報酬確定に伴い、中小病院から大病院へ、地方から都市圏へと看護師の移動が急速に進んでいることから、へき地等の看護師不足対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市議会

「高等学校及び看護専攻科」5 年一貫課程修了者の大学編入学制度確立を求める意見書

平成 11 年の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正により、高等学校看護科

3 年と看護専攻科 2 年からなる 5 年間の一貫教育による看護師養成課程が平成 14 年に創設され、基礎科目、人格形成、専門分野の学習など内容を充実させ、地域医療に貢献する質の高い看護師養成機関として大きな役割を果たそうとしています。

昭和 44 年に開校された、北海道美唄聖華高等学校においても、平成 19 年には、5 年一貫課程第 1 回生が修了するわけであり、修了予定者の中には、大学に編入学し、スキルアップしてさらに保健師、助産師の資格を取得したいとの希望があるほか、看護高等学校においては看護教員の確保に苦慮している現状から、5 年一貫課程修了者が大学に編入学して教員資格を取得し、看護教員になる道を開いてほしいとの強い期待があります。

しかし、すでに編入学が認められている短期大学、高等専門学校、2 年制以上の専修学校の専門課程と異なり、学校教育法の第 1 条に規定される学校のため、現行制度下では、5 年一貫課程修了者はあくまで普通科など他の高等学校卒業者と同等の扱いであり、大学は専攻科の単位を大学の単位として認定することはできるが、5 年一貫課程からの編入はできず、4 年間の在籍が必要となっています。

よって、国においては、「高等学校及び看護専攻科」5 年一貫課程修了者が大学 3 年次に編入学できるよう関係法令等の速やかなる改正を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりであります。

すので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第 21 号ないし意見書案第 25 号の以上 5 件について、9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 21 号ないし意見書案第 25 号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

歳出・歳入一体「改革」に関する意見書

小泉内閣が決めた歳出・歳入一体改革は、2011 年度に国と地方の基礎的財政収支を黒字にするため、歳出削減と歳入増加を合わせて今後 5 年間に 16.5 兆円の収支の改善が必要と想定しています。そのうち 11.4 兆円から 14.3 兆円を歳出削減でまかない、残り 2～5 兆円を増税で対応するとしています。

しかし、歳出削減の対象は、国民の暮らしのための予算であり、増税は低所得者層ほど負担が重い消費税の税率引き上げを想定しています。

しかも、今後 5 年間の歳出削減のなかで、もっとも具体的に方針を立てているのは社会保障費の削減であり、失業給付、生活保護、介護、医療のあらゆる分野で、国と地方の予算を 1.6 兆円減らすと明記しています。公費負担が給付費の 3 分の 1 程度であることから推測すると、暮らしへの影響は 5 兆円規模にのぼります。

また、公務員の人件費は 2.6 兆円減らすとしています。これは公共サービスの切り下げに直結し、民間給与切り下げの圧力になることは必至です。さらに、文教予算は「これま

で以上の削減努力」を求めています。

一方、公共事業は、「これまでの改革努力の継続」をうたっていますが、内容的には毎年の増額を若干抑制することで糊塗しようとしています。

歳入増については、法人税や高額所得者向け減税をやめて増税にする予定はなく、消費税率の引き上げ幅をどれだけにするかが焦点とされています。

このような、国民の暮らしの予算を削り、歳入は低所得者層ほど負担の重い消費税増税を予定するのでは、国民のための「改革」とは無縁のものです。

よって政府は、下記のような改革をおこなうよう要望します。

記

1. 自らの膨大な借金増の失政を国民につけまわす責任転嫁を中止すること。
2. 国内総生産の 6 割を占める国民生活を支える方向に、社会保障や教育、国民サービスに直結する分野の公務員確保など、国民の暮らしをまもる予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市議会

庶民大增税の凍結と見直しを求める意見書

高齢者は、2005 年に所得税、2006 年 6 月に住民税が増税となり、その通知書を見て「住民税が 10 倍に」「暮らしが成り立たない」などの問い合わせや抗議が市町村に殺到しています。これは 2004 年～2005 年度の税制「改正」で年金課税を強化したためです。

2006 年の定率減税半減によって所得税・住民税増税が実施されました。

さらに、政府は、定率減税の廃止に続き、各種控除の縮小・廃止などで果てしない庶民増税を進めようとしています。

「骨太の方針」(2006 年 7 月)では、「歳出・歳入一体改革」といって、社会保障などの暮らしの予算を削り、国民を兵糧攻めにした挙句、消費税など庶民増税を押付ける計画です。

これらが実施されると、年収 500 万の 4 人家族では、55 万円の大増税となります。勤労者の給与が減少している中で、このような大増税がおこなわれたら、暮らしも営業も景気もさらに悪化します。このような増税は絶対に許されません。

「社会保障」や「財政再建」の財源は、庶民増税ではなく、ムダな大型開発や防衛費を見直して税金の使い方を変え、さらに空前の利益をあげている大企業や大資産家に応分の税負担増を求めればつくることは可能です。

よって、下記のことを要望します。

記

1. いま実施されている高齢者への大増税はただちに中止し、見直すこと。
2. 定率減税廃止や所得税・住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること。
3. 消費税増税をやめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市

米国産牛肉の輸入再々開

の見直しを求める意見書

政府は、7 月 27 日に米国産牛肉の輸入再々

開を決定し、すでに輸入牛肉が入荷・販売されています。これは、アメリカでの事前調査でずさんな実態が明らかになったのに、対日輸出条件が満たされるとして、輸入再開を認めたものです。

しかし、昨年 12 月の輸入再開時にも、日本政府が、現地調査の結果、「危険部位の除去は適切におこなわれている」と報告した直後に、危険部位の脊柱混入が発見されたのであり、政府の調査能力を国民の目で検証することが必要です。

日本では、2001 年 9 月の国内での、BSE 感染牛発生を受けて対策を強化し、全頭検査と全月齢牛での危険部位除去、肉骨粉の製造・利用禁止、トレーサビリティ（流通経路情報把握）など、食の安全確保最優先の対策を講じてきました。

日本でおこなっている措置を、米国産牛肉に対しても講じてほしい、それまで輸入再開には反対だというのが、いまでも国民多数の声です。

政府も、当初は「輸入再開にあたり、国産牛肉について講じている BSE の全頭検査、及び特定危険部位の除去と同等の対策が必要」としていました。

ところが、アメリカ政府から「コストがかかる」と全頭検査に反対する圧力が強まると、「全頭検査は世界の非常識」などと発言、対米追随の姿勢をあらわにしました。これは国民の食の安全に対する責任放棄にほかなりません。

しかも、アメリカは、輸出再々開にあわせるかのように、BSE 検査の頭数をそれまでの 10 分の 1、感染牛発生以前の 4 万頭、肉食

処理される牛の 0.1%程度に減らすとしており、米国産牛肉に対する日本の国民の不安は依然大きいものになっています。

よって政府は、アメリカの理不尽な要求に屈することなく、国民の食の安全確保優先に、下記の措置を講じるよう要望します。

記

1. 日本で実施している全頭検査や危険部位除去、肉骨粉の製造・利用禁止、トレーサビリティ実施など、日本と同等の対策をアメリカが実施するよう求め続けること。
2. アメリカが日本と同等の対策を実施するまでの間、米国産牛肉の輸入再々開を凍結すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市議会

品目横断的経営安定対策

の見直しに関する意見書

07 年度から、戦後農政を根本から変える農政「改革」が実施されます。その柱は、いままでのすべての農家を対象とした価格保障を廃止し、ごく一部の大きな農家や「集落営農」だけを「担い手」に限定し、直接支払い（所得保障）をおこなうというものです。

これは、戦後確立された、作物ごとに価格保障で家族農業を支えるという農政を根本から後退させるものです。

このため、この農政「改革」が“北海道のための品目横断対策”と宣伝されたにもかかわらず、6 月 6 日旭川で開催された参議院農林水産委員会の公聴会では批判が続出し、参

加した国会議員が驚く事態となりました。6 月 8 日の参考人質疑でも、学者、研究者などから手厳しい批判が展開されました。

こうして、6 月 13 日の参議院農林水産委員会では、与党議員からも問題点を指摘する声もあがり、農林水産大臣が採決を前に「新しい経営安定策は、その実効性に未知の部分も少なくない」「今後その成果を検証し、必要に応じて適切な見直しを検討」と発言する事態となりました。

これほど、問題の多い農政「改革」をこのまま機械的に具体化することは認められません。WTO 農業交渉ドーハラウンド閣僚会議の決裂をみても、各国の食料主権の保障と地域の実情を踏まえた多様な形態の家族経営を直接払いと価格保障で支える経営安定対策こそ世界の流れであり、いま日本農業に求められている「改革」の方向です。

よって下記の事項を実現するよう要望いたします。

記

1. 「品目横断的経営安定対策」を実施するにあたっては、意欲あるすべての農家を対象に直接払いと価格保障を組み合わせた対策にするよう見直しをはかること。
2. 規模の大小等だけでなく、地域の実情に即した多用な担い手を確保するための施策の具体化を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市議会

障害者自立支援制度の充実を求める意見書

障害者が地域で自立した生活を営むことが

できるように、必要なサービスの給付や支援を行うことによって、障害者が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする障害者自立支援法が昨年 10 月に成立し、本年 4 月から一部施行、10 月から本格的に施行され、新体系サービスの移行などが始まります。

しかしながら、この法律の施行後 4 カ月が経過した実態を見ると、原則一割の利用者負担を理由に、特に所得の低い者が通所施設サービス利用を控える傾向が顕著となっています。また、施設関係者などからは、施設報酬の算定が月額から日額に変更されたことにより、特に通所施設の経営が急激に悪化し、今後の運営に対する不安が高まるなど、障害者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

さらに、10 月から新体系サービスに移行するグループホームや地域活動支援センターに移行できる無認可の小規模作業所にあっては、報酬額等が十分でないことから、移行に対する不安が高まっています。

よって、政府ならびに国会におかれては、この法律のねらいとする障害者サービスの充実、推進の観点から、下記事項にかかわる制度の見直しについて特段の措置が講じられるよう要望します。

記

1. 「入所施設から地域へ」という改革の方向を確固たるものとするため、通所施設の利用者負担の軽減措置をより一層強化すること。
2. 入所施設を利用する 20 歳未満の者の負担軽減措置を強めること。

3. 報酬日額化の影響が特に大きい通所施設に対する激変緩和措置をとること。
4. 毎日の利用が困難という精神障害者の特性に応じて、精神障害者社会復帰施設の新体系移行後の運営支援を強化すること。
5. 就労対策の抜本的強化を図るため、小規模作業所の移行先の一つとなる地域活動支援センター事業について、先進的な地方自治体の水準を勘案して、内容を充実すること。
6. 積極的な整備が必要とされるグループホーム、ケアホームについて、地域の実情とかけ離れた報酬基準額を是正すること。
7. 障害者程度区分の認定において、知的障害者と精神障害者に関して、実際に要する支援の必要性和比べて低く評価される傾向があることから、障害の特性を適切に反映できるよう改善すること。
8. 地域福祉を先進的かつ積極的に進めてきた地方自治体における実施水準を低下させないよう、地方交付税措置、国庫補助金など国の財政支援を強化すること。

以上、地方自治体第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 6 日

北海道美唄市協議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 これより意見書案第 17 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**意見書案第 17 号「米軍嘉手納基地」の F 15 戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書**は否決されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました、意見書案第 18 号ないし意見書案第 25 号の以上 8 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第 18 号季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書**ないし**意見書案第 25 号障害者自立支援制度の充実を求める意見書**の以上 8 件は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成 18 年第 3 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後 4 時 17 分 閉会